

令和8年度

国土交通省  
水管理・国土保全局関係

予算概要

河川計画課長 西澤 賢太郎

## **1. 令和7年度の災害対応等について**

# 気候変動による水災害の激甚化・頻発化

- 短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられる。さらに今後、気候変動による水災害の激甚化・頻発化が予測されている。

## ■毎年のように全国各地で浸水被害が発生

【平成27年9月関東・東北豪雨】



【平成28年8月台風第10号】



【平成29年7月九州北部豪雨】



【平成30年7月豪雨】



【令和元年東日本台風】



【令和2年7月豪雨】



【令和3年8月の大雨】



【令和4年8月の大雨】



【令和5年7月の大雨】



【令和6年9月の大雨】



【令和7年8月の大雨】



# 令和7年度の災害発生状況

- 令和7年度は、九州・北陸を中心に浸水被害をもたらした8月6日からの大雨をはじめ、今年も豪雨災害が各地で発生。※8月6日からの大雨では鹿児島県、熊本県に大雨特別警報が発表。9月21日、北海道地方で初めての線状降水帯が発生。
- 東北を中心として全国的に渇水が深刻化。また、トカラ列島近海で二千回超の群発地震（最大震度6弱）が発生。
- 12月には青森県東方沖で最大震度6強の地震が発生し、気象庁が「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を初めて発表。

## 8月6日からの大雨



網掛川における橋梁流出・護岸損傷  
(鹿児島県姶良市)



国道249号における道路崩落 (石川県七尾市)

## トカラ列島近海を震源とする地震



悪石島における落石 (鹿児島県十島村)

## 台風第22号・23号



旧住吉小学校での土砂流出  
(東京都八丈町)

## 大分県大分市の火災



火元建物の様子  
(大分県大分市)

## 青森県東方沖を震源とする地震

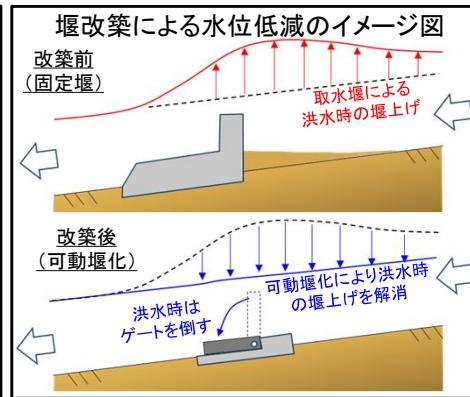
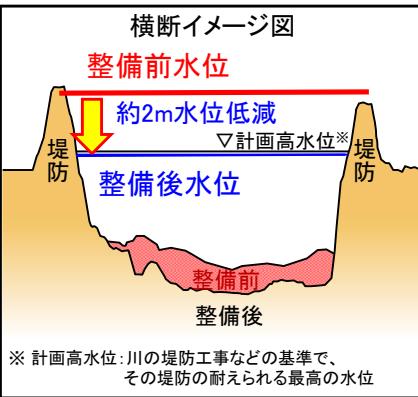


JR東日本・八戸線の施設損傷  
(本八戸駅～小中野駅間)

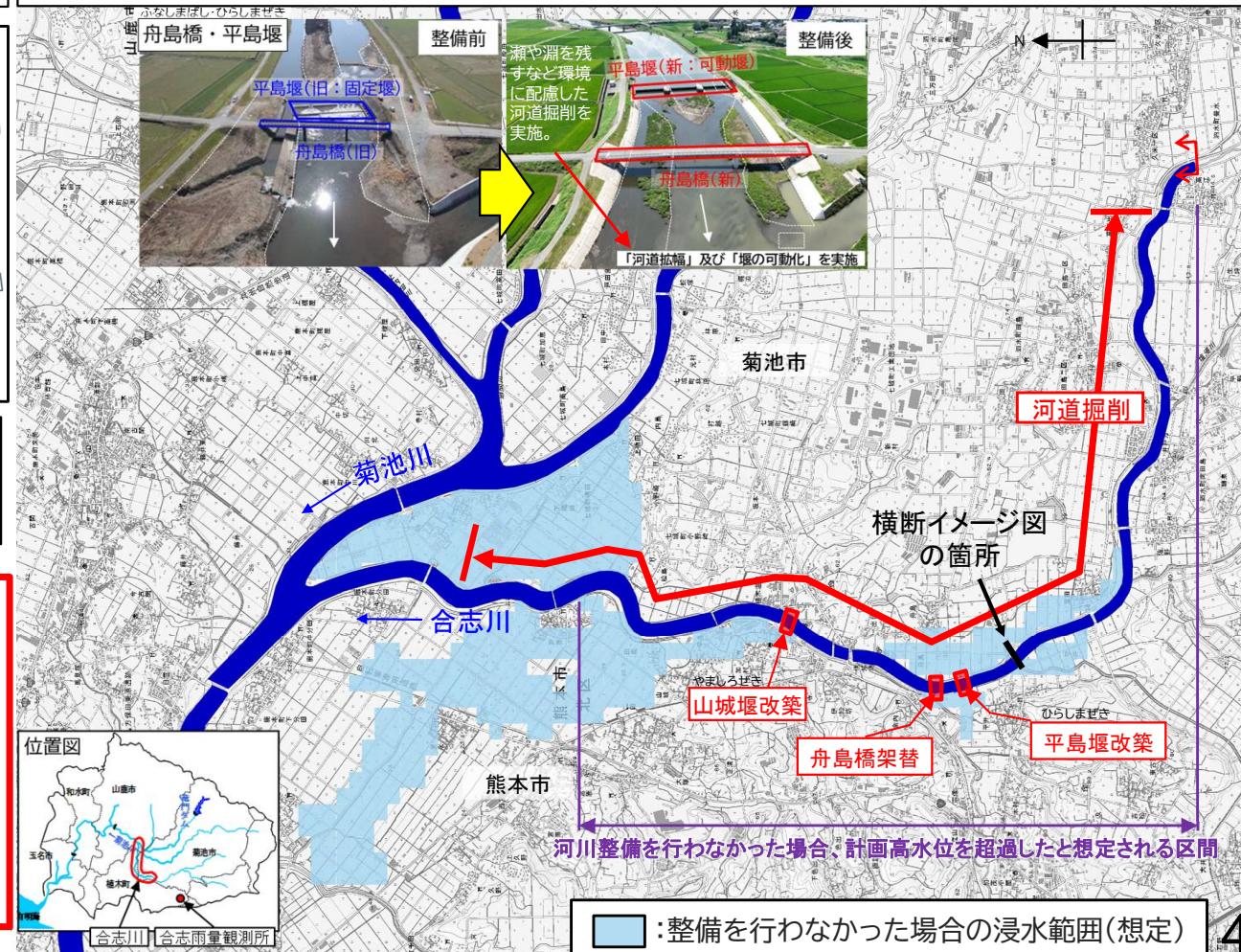
# 河川整備による治水効果(菊池川水系合志川)

- 「令和7年8月6日からの大雨」において、九州地方では、特に令和7年8月7日(木)から8月11日(月)にかけて広く大雨となり、菊池川水系合志川流域内の合志雨量観測所(熊本県合志市)において、24時間雨量362mmを記録。
- 合志川では、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」などにより、山城堰及び平島堰の改築や河道掘削(約44万m<sup>3</sup>)等を集中的に実施(整備費:約115億円)。
- これらの整備により、今回の大雨において、平島堰付近で約2mの水位低減効果を発揮するなど、整備を実施した一連区間で水位を低減し、合志川からの氾濫等による浸水被害を防止(想定被害額 約144億円を軽減)。

整備効果(洪水時の河川水位低減)



整備状況(堰改築、橋梁架替、河道掘削)、整備を行わなかった場合の浸水範囲(想定)



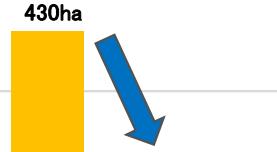
未整備の場合

合志川の堤防決壊や越水により浸水被害が発生していた可能性がある

平島堰付近で約2mの水位低減効果を発揮するなど、整備を実施した一連区間で水位を低減し、合志川からの氾濫等による浸水被害を防止

浸水被害の軽減効果

浸水範囲(想定)



約144億円の被害軽減効果

整備費

約115億円

想定被害額

約144億円\*

家屋被害等  
公共土木施設等  
など

この他、災害廃棄物の処理費等の費用が生じる

合志川からの  
氾濫等による  
被害額0円

整備前

整備後

# 国土交通省による渇水への対応

○ 今回の渇水では、特に用水を必要とする出穂期<sup>しゅうすいき</sup>と重なっているため、この出穂期を乗り切るために、農林水産省と連携し、以下の方針で対応。

## ①水利使用者間の調整、ダムの最低水位以下の貯留水(底水)活用

## ②TEC-FORCE等による災害対策用機械等(排水ポンプ車、散水車等)を活用したかんがい用水の給水

(②の詳細)新潟県村上市、北蒲原郡聖籠町からの、農地かんがい用水確保の支援要請を受け、

●羽越河川国道事務所所有の【排水ポンプ車】等を活用し、荒川から農業用水路等に供給 等

●新潟国道事務所所有の【排水管清掃車】を活用し、井戸から取水した水を田んぼに直接供給 等

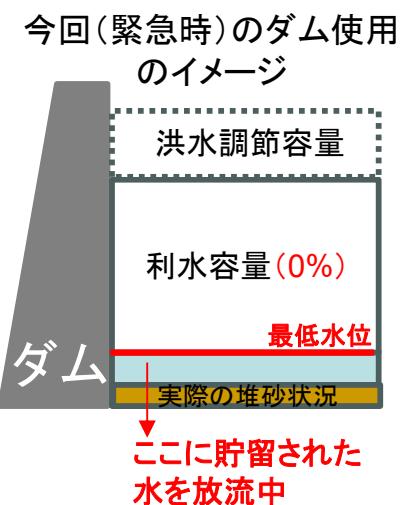
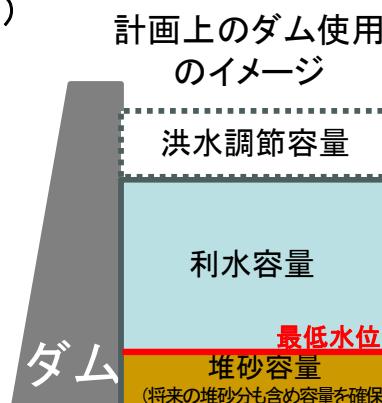
○ 本支援は、改正災害対策基本法(R7.6公布)を踏まえた連携の枠組「TEC-FORCEパートナー※」として活動する企業と協働

※地方整備局等と災害協定等を締結している法人又は団体

## ①ダムの底水活用(鳴子ダム(宮城県大崎市)、御所ダム(岩手県盛岡市))



鳴子ダム貯水池(EL.230.84m)



## ②TEC-FORCE等による排水ポンプ車等を活用した農業用水路や田んぼへの給水(新潟県)



河川水のくみ上げ状況(排水ポンプ車)



農業用水路への給水状況



田んぼへの給水状況(排水管清掃車)

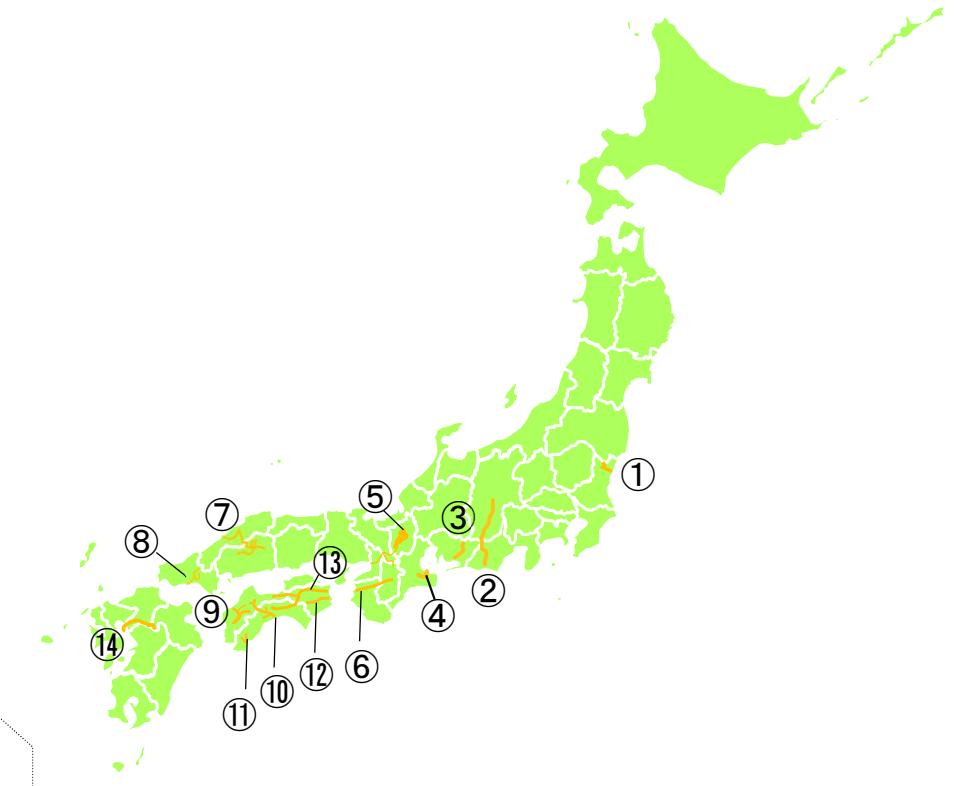
# 渇水の状況について(令和8年2月9日現在)

○2月9日現在、14水系で渇水調整協議会等の開催、取水制限等の渇水対応をとっています。

(近畿地整(12/1~)、中部地整(1/15~)四国地整(12/25~)、九州地整(12/11~)では渇水対策本部を設置。本省(12/11~)では渇水情報連絡室を設置。)

○関東から九州の太平洋側を中心とした少雨により、渇水傾向が広がってきていため渇水状況を注視しています。

地方	No.	水系・河川名	ダム名(貯水率)	水利用における対応			左記以外の対応※4
				協議会等開催※1	農水(取水制限)※2	上水・工水(給水制限)※3	
関東	①	久慈川水系久慈川		12/2	-	-	河川流量低下による塩水遡上のため、水道取水を潮見運転、塩水遡上対策実施
中部	②	天竜川水系天竜川	佐久間ダム(26%)	12/17※1	20%	-	節水呼びかけ
	③	豊川水系豊川	大島・宇連ダム、調整池(合計15%)	1/26※1	30%	一部地域で上水の減圧給水実施	節水呼びかけ
	④	櫛田川水系櫛田川	蓮ダム(43%)	1/28	-	-	節水呼びかけ
近畿	⑤	淀川水系琵琶湖	琵琶湖(基準水位-59cm)	11/28※1	-	-	節水呼びかけ
	木津川	布目ダム(41%)	2/5	10%	-	-	
中国	⑥	紀の川水系紀の川	大滝ダム(7%)	2/4	-	-	節水呼びかけ
	⑦	江の川水系江の川	灰塚ダム(71%)	12/26※1	-	-	節水呼びかけ
四国	⑧	佐波川水系佐波川	島地川・佐波川ダム(合計43%)	1/26※1	10%	-	節水呼びかけ
	⑨	肱川水系肱川	鹿野川ダム(1%)野村ダム(51%)	12/5	-	-	節水呼びかけ
四国	⑩	仁淀川水系仁淀川	大渡ダム(0%)	1/29※1	92.9%	-	節水呼びかけ 堆砂容量内の貯留水活用
	⑪	渡川水系後川四万十川		1/5 1/14	-	-	節水呼びかけ
	⑫	那賀川水系那賀川	長安口ダム(20%)	1/21※1	-	-	節水呼びかけ
	⑬	吉野川水系吉野川銅山川	早明浦ダム(51%)富郷・柳瀬・新宮ダム(合計59%)	1/30 2/5	17.9%※1 -	一部地域で上水の減圧給水実施	節水呼びかけ
	⑭	筑後川水系筑後川	江川・寺内ダム・小石原川ダム(合計36%※5) 大山ダム(21%) 筑後大堰(34%) 合所ダム(35%)	1/28※1	-	一部地域で上水の減圧給水実施	節水呼びかけ 6施設統合運用



## 【表の注釈】

※前回から体制が解除された箇所は灰色着色、変更箇所は赤文字で表示  
(貯水率は変更があっても黒文字としている)

※1 渇水調整協議会等の関係者が渇水に対する協議が実施された最新の日を記載

天竜川水系は、12月17日の天竜川水利調整協議会幹事会で上水10%、工水20%、農水20%の取水制限を決定し、12月19日から実施。

豊川水系は、1月26日の豊川用水節水対策協議会で上水17%、工水30%、農水30%の取水制限を決定し、1月28日から実施。

淀川水系琵琶湖は滋賀県において実施された日を記載

江の川水系は、12月23日の瀬戸調整協議会で上水・維持流量を取水制限20%で合意し、12月26日より取水制限を実施。

佐波川水系は、1月26日から上水10%、工水10%、農水10%の取水制限を実施。

仁淀川水系は、1月24日から農水92.9%、上水50%の取水制限を実施。

那賀川水系は、1月23日から工水20%の取水制限を実施。

吉野川水系吉野川は、2月9日から新規20%、未利用54.5%で合計17.9%の取水制限を実施。

吉野川水系銅山川は、2月9日から工水20%の取水制限を実施。

筑後川水系筑後川では福岡地区水道企業団で上水を5%、福岡県南水道企業団及び佐賀東部水道企業団で上水3%の取水制限実施。

※2 本資料でいう取水制限とは、下記いずれかを満たす河川を指すものである

①取水施設からの取水量が制限されている河川

②水源施設からの補給が測量されている河川

仁淀川水系については、不特定かんがい用水を対象に取水制限の実施。

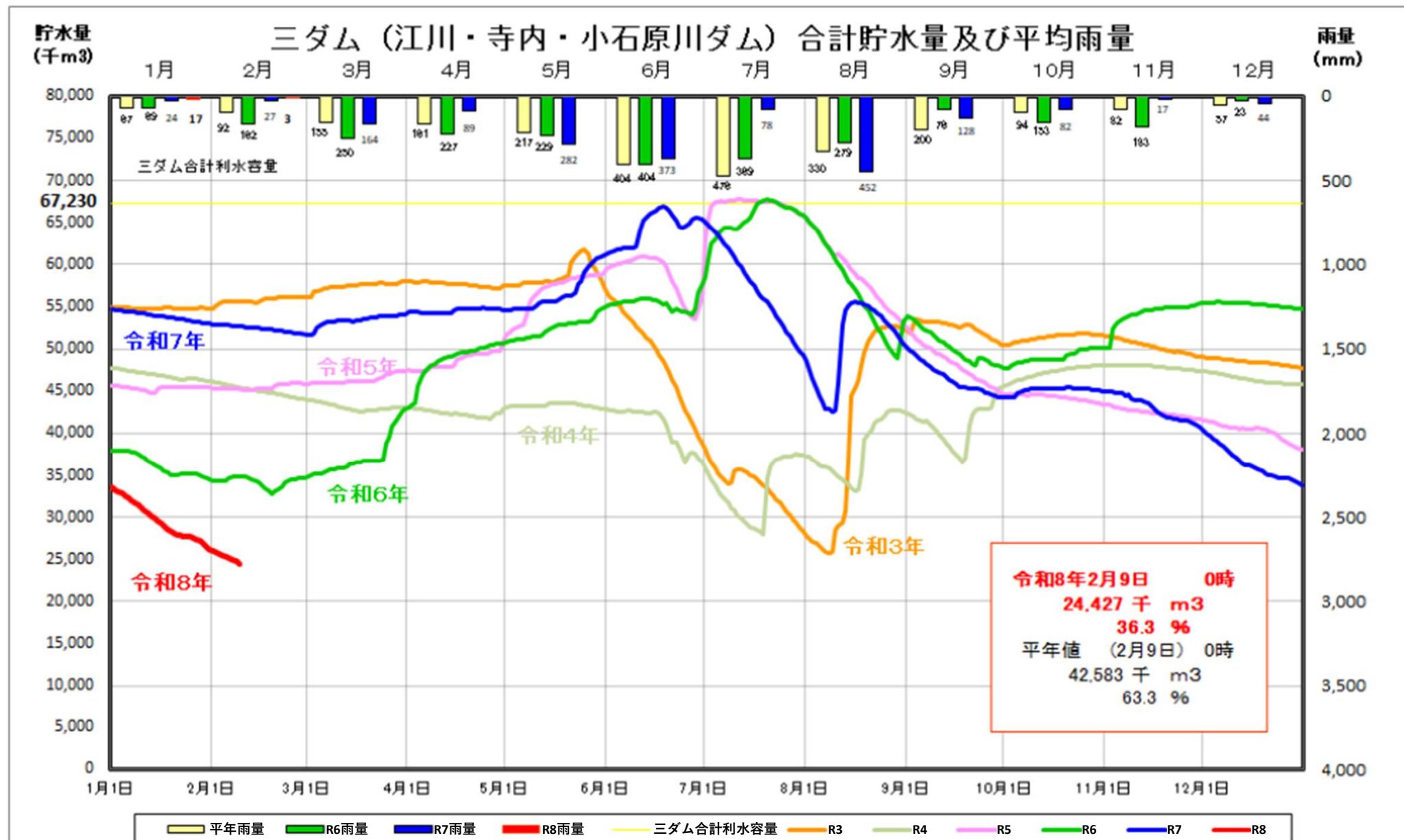
※2.3 農水は取水制限を行ったもの、上水・工水は給水制限を行ったものを記載

※4「左記以外の対応」は関係者が実施した対応について渇水調整協議会等で共有された情報であり、現在行われていないものも含む

※5 江川・寺内ダム・小石原川ダムの合計貯水量は渇水対策容積も含む

# 筑後川水系(江川・寺内・小石原川ダム)合計貯水量及び平均雨量

令和8年2月9日現在



※小石原川ダムは、令和元年12月14日から試験湛水を開始し、令和3年10月16日から運用。平均値についても、同時期からを対象とする。

なお、試験湛水期間のうち令和3年5月20日から令和3年8月5日にかけて、洪水時最高水位(EL353.0m)から最低水位(EL279.3m)まで約1m/日の速度で水位を低下させ、ダム堤体及び貯水地斜面の安全確認を行った。

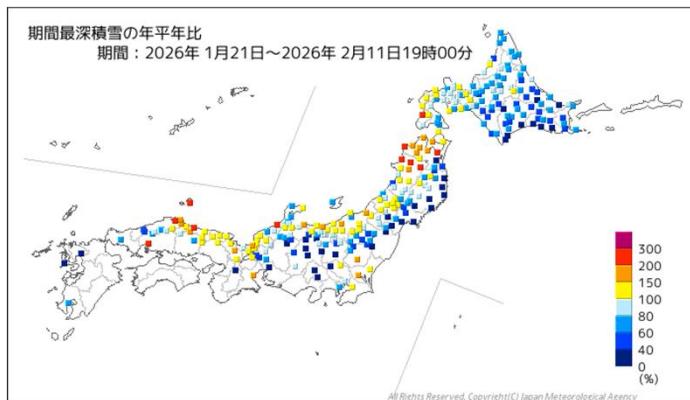
※寺内ダム 寺内ダム再生事業により利水容量を変更 令和7年4月1日～8,230千m<sup>3</sup> (変更前: 9,000千m<sup>3</sup>)

(併せて、三ダム合計利水容量も変更 三ダム合計利水容量: 67,230千m<sup>3</sup> (変更前: 68,000千m<sup>3</sup>)

# 令和8年1月21日からの大雪による被害と対応について

令和8年2月10日7:30時点

- 令和8年1月21日から25日にかけて、北日本から西日本にかけての日本海側や東日本から西日本の内陸で大雪となったほか、2月7日から9日にかけては北日本から西日本にかけての日本海側を中心に広い範囲で大雪となり、普段雪の少ない東日本から西日本の太平洋側の平地でも大雪となった所があった。これらの大雪により、北海道地方から中国地方では所により平年の2倍以上の積雪の深さを記録した。
- この大雪により死者46名、負傷者558名、住家被害64棟が発生。8日には402便の航空機で欠航、9日には高速道路の34路線281区間で通行止め（9日5:30時点）など交通への影響が生じたほか、これまでに5,500戸を超える断水が発生するなど生活への影響が発生。
- 国土交通省では1月19日に防災担当局と気象庁、道路、物流担当局が合同で国民や事業者へ大雪に対する警戒を呼びかけを実施したほか、1月21日、2月3日に特定災害対策本部会議を開催。
- これまでにのべ89人・日のTEC-FORCEを派遣し、滞留した車両への乗員保護支援等を実施したほか、地方公共団体に対し、除雪機械の支援や市道と国道が連携して行う「スクラム除雪」を実施。



期間最深積雪の年平均比（令和8年1月21日～2月11日）



大雪に対する国土交通省緊急発表（令和8年1月19日）



特定災害対策本部会議（令和8年1月21日）



TEC-FORCEによる乗員保護活動（福井県敦賀市）



国交省・協定事業者の資機材による除排雪（北海道札幌市）



地方公共団体と連携したスクラム除雪（福井県敦賀市）8

## **2. 令和8年度新規予算制度等(水局関係)について**

# 令和8年度予算の内訳(水管理・国土保全局関係)

## ○一般会計予算

単位：億円

事 項	令和8年度	前 年 度	対前年度 倍 率	備考
一般公共事業費	<b>10,670</b>	<b>10,402</b>	<b>1.03</b>	
治山治水	<b>8,818</b>	<b>8,770</b>	<b>1.01</b>	
治　　水	8,648	8,600	1.01	
海　　岸	171	170	1.00	
住宅都市環境整備	<b>250</b>	<b>249</b>	<b>1.00</b>	
都市水環境整備	250	249	1.00	
上下水道	<b>67</b>	<b>64</b>	<b>1.05</b>	
水　　道	<b>205</b>	<b>203</b>	<b>1.01</b>	
下　　水　道	<b>1,330</b>	<b>1,117</b>	<b>1.19</b>	
災害復旧関係費	<393>	<372>	1.06	
	<b>370</b>	<b>300</b>	<b>1.23</b>	
公共事業関係	<b>11,040</b>	<b>10,702</b>	<b>1.03</b>	
行政経費	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>0.99</b>	
合 計	<b>11,050</b>	<b>10,712</b>	<b>1.03</b>	
				<ol style="list-style-type: none"> <li>左記計数には、 (1) デジタル庁一括計上分を含まない。 (2) 個別補助化に伴う増分216億円を含む。</li> <li>&lt;&gt;書きには、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。</li> <li>上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金4,597億円、防災・安全交付金8,529億円がある。</li> </ol>

## ○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和8年度	前 年 度	対前年度 倍 率	備考
災害復旧関係費	<b>116</b>	<b>75</b>	<b>1.55</b>	
合 計	<b>116</b>	<b>75</b>	<b>1.55</b>	左記以外に、省全体で社会資本総合整備（復興）13億円がある。

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

# 令和8年度予算の主要項目(水管理・国土保全局関係)

## ○一般会計予算

### ・治水事業等関係費 9,068億円

うち 河川関係 7,462億円、砂防関係 1,436億円、  
海岸関係 171億円

### ・上下水道事業関係費 67億円

### ・水道事業関係費 205億円

### ・下水道事業関係費 1,330億円

### ・災害復旧関係費 370億円 <393億円>

< >書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の  
直轄代行分を含む。

### ・行政経費 10億円

### 合計 1兆1,050億円

(注)上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金4,597億円、  
防災・安全交付金8,529億円がある。

(注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

## ○東日本大震災復興特別会計予算

(復興庁所管)

### ・復旧・復興関係費 116億円

(うち、復旧116億円、復興0億円)

(注)上記以外に、省全体で社会資本総合整備(復興)13億円がある。

## 主要課題

### 1. 流域治水の加速化・深化

- ・流域治水の加速化・深化

6,277億円

### 2. 流域総合水管理の推進

#### 2-1. 積極的な水利用の推進

- ・強靭で持続可能な上下水道システム構築の推進
- ・ダム等におけるGXや下水汚泥資源の活用の推進

414億円

88億円

#### 2-2. 流域環境の魅力や価値の向上

- ・流域における良好な自然環境や  
水辺環境の創出による地域活性化の推進

94億円

### 3. 流域総合水管理を横断的に支える取組

- ・老朽化対策等による  
持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

2,481億円

### 4. 南海トラフ地震等の大規模災害への対応(上記1~3の重複計上)

- ・上下水道施設の強靭化
- ・地震・津波対策の推進と災害対応力の強化

104億円

637億円

(注)この他に工事諸費等がある。

## 参考:令和7年度補正予算(水管理・国土保全局)の概要

### 水管理・国土保全局関係全体 7,895億円

#### ・気候変動に対応する流域治水の推進

2,700億円 等

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金510億円、防災・安全交付金3,849億円がある。

# 水管理・国土保全局の取組～流域治水の加速化・深化～

- 防災・減災、国土強靭化として、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった流域治水の取組を推進するとともに、計画的・効率的な老朽化対策・耐震化等を実施してきたところ。
- さらに、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、既存施設の徹底活用を図りつつ、河川整備基本方針や河川整備計画等の見直しや河川、ダム、砂防、海岸、水道、下水道の整備等を推進するとともに、災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の被害軽減対策に取り組むことにより、流域治水の加速化・深化を図る。

## 【取組】

- ・根幹的な治水対策の加速化、既存施設の最大限活用・能力向上、河川整備基本方針等の見直し
- ・砂防関係施設の整備
- ・海岸保全施設の整備
- ・雨水排水・貯留浸透機能の強化のための下水道整備
- ・総合的な土砂管理
- ・水インフラの老朽化対策、耐震対策

等



氾濫をできるだけ防ぐ  
・減らすための対策



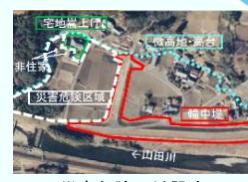
被害対象を減少  
させるための対策



貯留機能保全区域指定



二線堤の保全・拡充



災害危険区域設定

- ・水害リスクの高い地域における建物等の構造規制・土地利用の誘導等
- ・住まい方の工夫
- ・二線堤等の浸水範囲を減らす取組



下水道整備



水害リスク情報の充実  
(水害リスクマップ)



災害リスクの自分事化  
(NIPPON防災資産)

## 【取組】

- ・水害リスク情報の提供
- ・災害リスクの自分事化
- ・洪水・土砂災害・高潮の予測情報等の高度化等

# 流域治水の加速化・深化

- 気候変動の影響により、当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、全国109の1級水系で、令和6年度までに『流域治水プロジェクト2.0』への更新を完了したところ。
- 河川整備基本方針及び河川整備計画の見直しにスピード感をもって取り組み、あらゆる関係者による、様々な手法を活用したハード・ソフト両面の対策を充実させ、流域治水の加速化・深化を図る。

## 現状・課題

- 2°Cに抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算  
現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- インフラDX等の技術の進展

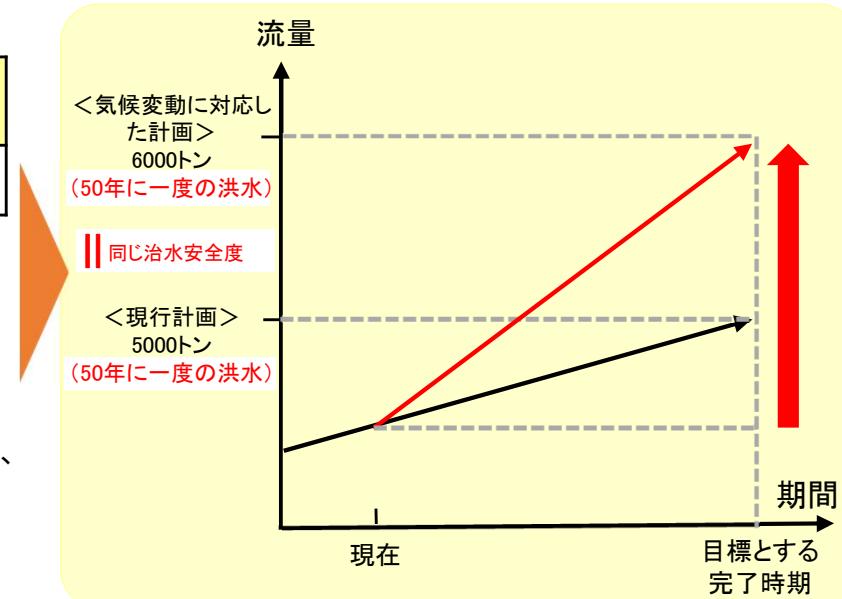
## 必要な対応

- 気候変動の影響を踏まえた目標の見直しを行うとともに、目標とする治水安全度の早期確保に向け、様々な手法を活用した対策を進める。

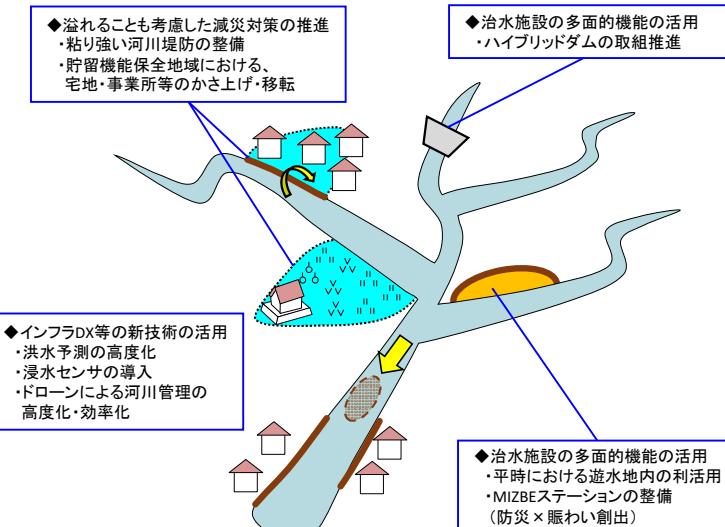
気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2°C上昇	約1.1倍
<p>降雨量が約1.1倍となった場合</p>	
全国の平均的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、  
目標流量を1.2倍に引き上げる必要

## 必要な対応のイメージ



## 様々な手法の活用イメージ



# 氾濫を防ぐ・減らす対策の加速化

- 気候変動により外力が増大し、これまでの河川整備のペースでは整備目標と実際の整備レベルとの差が拡大。この差を早期に埋めるため、氾濫を防ぐ・減らす対策である河川改修やダム整備等の「根幹的な治水対策」や「既存施設の能力向上」等に加え、「流域関係者との協働による対策」を実施していくことが必須。

## 根幹的な治水対策の加速化

### 例: 大和川における堤防整備、河道掘削

洪水による災害の発生を防止するため、堤防整備や河道掘削を実施。



河道掘削



堤防整備



整備位置図

### 例: 立野ダム建設事業

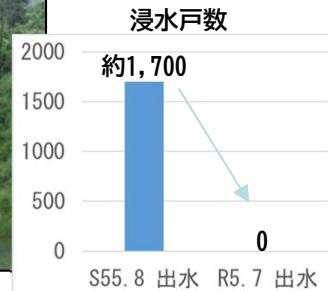
白川の氾濫により熊本市街部に大きな被害をもたらした昭和55年8月出水を上回る雨量を令和5年7月に白川上流域で観測したが、立野ダム建設等の治水対策により、浸水被害ゼロを実現。



約 1,655 千m<sup>3</sup>の洪水を一時的に貯留

平常時

R5.7 出水時



## 既存施設の能力向上

### ダム再生

流域の特性や課題に応じ、ソフト・ハード対策の両面から、既存ダムの有効活用を実施。



例: 幾春別川総合開発事業  
新桂沢ダム (桂沢ダムを嵩上げ)

### 遊水地の越流堤改造

下流河道の整備の進捗も踏まえ、ピークカット効果を高めるための越流堤の可動堰化、嵩上げ等を実施。



例: 六角川水系牛津川牟田辺遊水地

## 地下空間の活用

### 地下空間を活用した治水能力向上

浸水被害軽減に向けた地下空間活用勉強会からの提言も踏まえ、河川の地下空間の活用に向けた取組を実施。

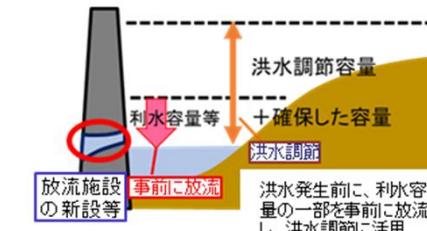


例: 二級河川 柳生川(愛知県)

## 他機関等との連携による対策

### 利水容量を活用した事前放流

### 雨水貯留浸透施設の整備



例: 大和川水系大和川 奈良県田原本町  
社会福祉協議会駐車場他地下貯留施設整備

# 流域対策を組み合わせた治水計画の検討促進

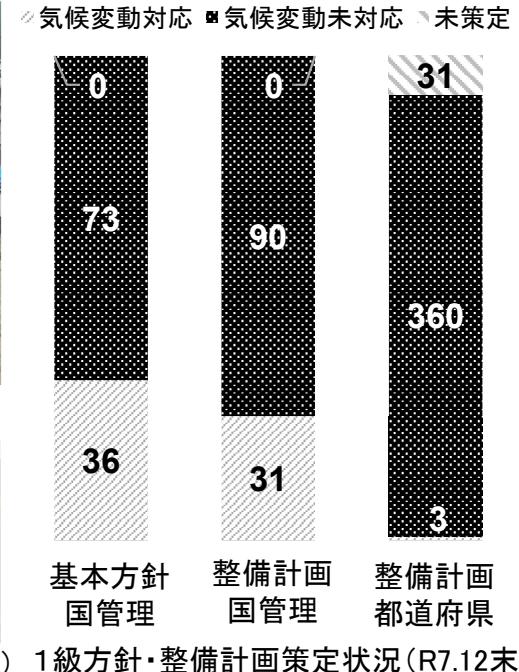
- 気候変動による水災害の激甚化・頻発化により、中小河川の流域における水害リスクが顕在化している。
- 気候変動に対応した治水安全度向上に向けて、河川整備に加え、多様な流域対策を組み合わせ、各流域特性に応じた流域治水型の治水計画の検討を促進するため、必要な検討経費を交付金で支援。

## 背景・課題

- ・中小河川は、整備水準が低い河川が多く、中高頻度で発生する降雨による浸水被害が多発しており、特に都道府県管理区間である支川流域や本川上流域の治水対策の進め方が課題。
- ・気候変動の影響を受けて激甚化、頻発化する水害に流域全体で対応するため、地形特性や将来を見据えた流域の土地利用を踏まえ、多様な治水対策メニューを組み合わせた河川整備の検討を進めが必要。



令和7年8月洪水(熊本県:緑川水系谷川)



令和6年7月洪水(山形県:最上川水系京田川)

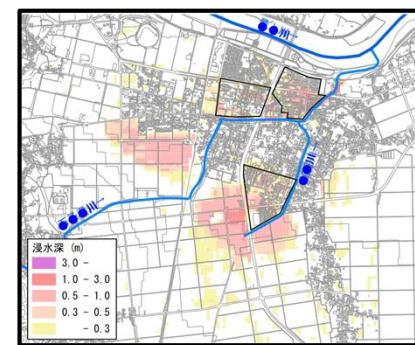
## 対象事業

## 新たな制度による対応

事業名 総合流域防災事業（防災・安全交付金）  
流域対策を組み合わせた治水計画検討【新設】  
実施主体：都道府県、国庫負担率：1／2等

## 拡充内容

気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、本支川や上下流のバランスを踏まえた流域全体の浸水被害最小化を図るため、気候変動を踏まえた河川整備基本方針へ変更した年度の翌年度から10年以内に限り、河川整備計画の策定又は変更の検討を行う、1級水系の指定区間ににおいて、河川整備に加え、**地形や将来の土地利用等の状況を考慮した多様な流域対策を組み合わせた治水対策の検討に係る支援を追加。**



計画対象降雨による  
浸水被害と多様な流域  
対策の組み合わせによる  
浸水解消のイメージ

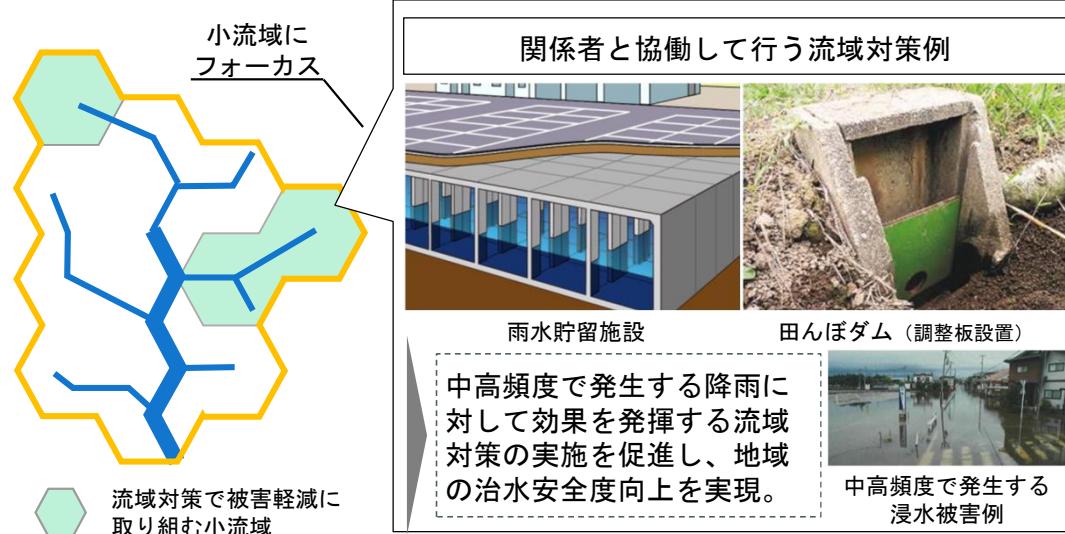


# 流域のあらゆる関係者の協働を駆動する流域対策効果の見える化

- 支川流域や上流域等の小流域(スモールスケール)で、地域の治水上の課題や今後のまちづくりのあり方を踏まえ、オーダーメイド方式で目標を設定し、流域対策効果の見える化を行うことで、自らの取組の効果が実感されることによる参加機運の醸成や合意形成の促進を図る。

## 背景・課題

- 流域治水の推進は、あらゆる関係者の協力が必要であり、そのためには参加機運を醸成することが必要。
- 中高頻度で発生する降雨により支川流域や上流域等の小流域(スモールスケール)で生じる洪水や内水に対して、地形や土地利用の状況を踏まえ、様々な流域対策を組み合わせすることが必要。
- 一方、様々な流域対策を組み合わせたことにより被害を防止・軽減させる流域対策の目標や効果を適切に示すことができていない。
- 地域の治水上の課題等を踏まえ、地域の実情に即した目標を設定した上で、様々な流域対策を組み合わせたことによる効果を見える化することで、関係者に取組の効果が実感され、流域対策への参加機運が高まり、更なる施策のベストミックスが図られることが期待される。



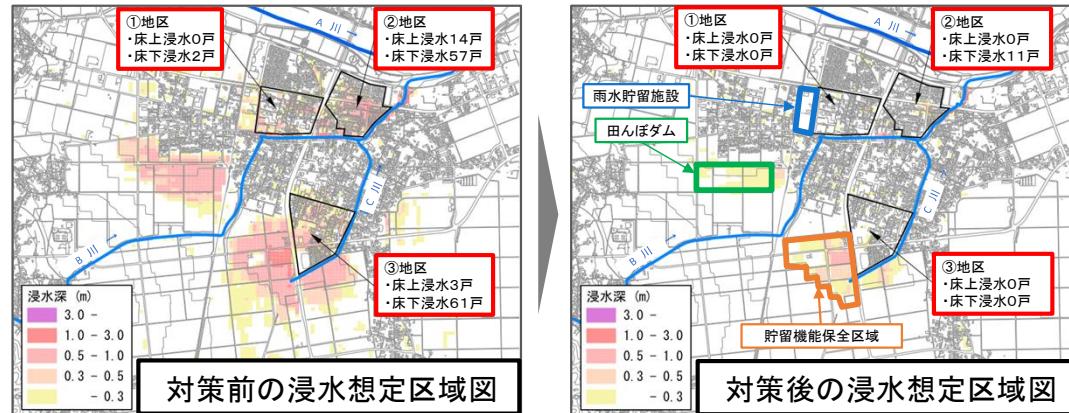
## 今後の取組

- 上流域や支川流域等の小流域(スモールスケール)で、地域の治水上の課題や今後のまちづくりのあり方を踏まえ、オーダーメイド方式で目標を設定し、流域対策効果の見える化を行う。

### 流域対策の目標設定と効果の見える化のイメージ

『例：床上浸水解消に着目した目標設定』

流域対策メニュー：雨水貯留施設整備、田んぼダム、貯留機能保全区域による貯留 等



・家屋は床下浸水と床上浸水で被害が大きく異なることがポイント ⇒床上浸水戸数等で評価



・農地の浸水被害は、収穫への影響がポイント ⇒浸水継続時間等で評価

# 特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

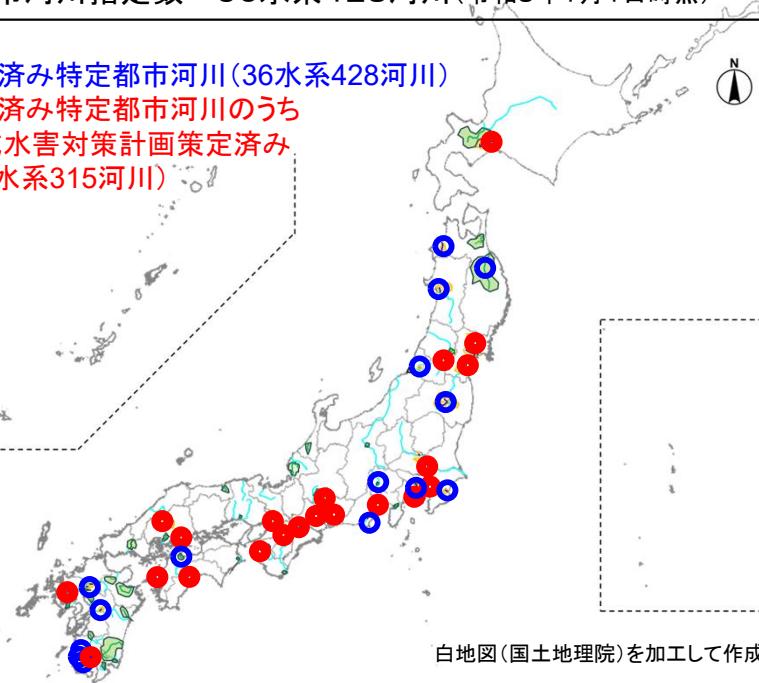
- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**※1に基づき、**特定都市河川の河川指定を全国に拡大**。 ※1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)
- 特定都市河川においては、河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長等が構成員となる**流域水害対策協議会**で法的枠組みに基づき**流域水害対策計画**を共同で策定し、河川整備、下水道整備及び土地利用を含む流出抑制対策や規制※2等を連携して実施。 ※2 雨水浸透阻害行為の許可及び雨水貯留浸透施設整備計画の認定、貯留機能保全区域の指定、浸水被害防止区域の指定など
- 引き続き、特定都市河川の指定を推進するとともに、**流域水害対策計画の内容の充実や実施の強化**に取り組むことで実効性をより高める。

## 特定都市河川の指定等の状況

特定都市河川指定数 36水系428河川(令和8年1月1日時点)

【凡例】

- : 指定済み特定都市河川(36水系428河川)  
◎: 指定済み特定都市河川のうち  
流域水害対策計画策定済み  
(21水系315河川)



白地図(国土地理院)を加工して作成

大臣指定(代表河川)		指定数	知事指定(代表河川)	指定数
北海道	千歳川(北海道 35河川)	35	-	0
東北地方	吉田川(宮城県 26河川)、石子沢川(山形県 2河川)、駿遊堂川(福島県 9河川)、多田川(宮城県 7河川)	44	-	37
関東地方	鶴見川(東京都、神奈川県 11河川)、中川・綾瀬川(茨城県、埼玉県、東京都 43河川)	54	-	30
北陸地方	-	0	-	6
中部地方	中村川(三重県 7河川)、波瀬川(三重県 1河川)、黒沢川(静岡県 1河川)	9	新川(愛知県 6河川)、巴川(静岡県 3河川)、境川(愛知県 2河川)、猿渡川(愛知県 1河川)、赤川(三重県 1河川)	13
近畿地方	大和川(奈良県 18河川)、芥川(京都府、大阪府 6河川)	24	寝屋川(大阪府 30河川)、西川(和歌山県 19河川)	49
中国地方	江の川(広島県 43河川)	43	本川(広島県 1河川)	1
四国地方	日下川(高知県 13河川)	13	都谷川(愛媛県 3河川)、中川(愛媛県 2河川)	5
九州地方	六角川(佐賀県 33河川)、隈之城川(鹿児島県 6河川)、巨瀬川(福岡県 9河川)	48	甲突川(鹿児島県 10河川)、新川(鹿児島県 1河川)、稻荷川(鹿児島県 2河川)、下弓削川(福岡県 1河川)、金丸川(福岡県 2河川)、竜野川(熊本県 1河川)	17
合計		270	合計	

## 特定都市河川制度等の活用の推進

### I. 特定都市河川指定の推進

- 河川整備のみでは十分な対応が困難な河川が全国的に存在 → ○特定都市河川の指定を促進

### II. 流域水害対策計画の質的充実及び実施の強化

- 流域水害対策計画における、対策の実施状況等に濃淡 → ○各取組の進捗状況の公表、見える化  
○各取組における役割分担の明確化

- 水災害ハザードエリア等における土地利用・住まい方 → ○計画策定段階における河川部局・まちづくり部局の連携強化

- 貯留機能保全区域指定にあたり土地所有者等の負担が大きい → ○貯留機能保全区域の指定に向けた土地所有者等の負担軽減・緩和のための支援  
○先行事例の取組を横展開

#### 【先行事例】貯留機能保全区域の指定～大和川流域～



指定された区域11.6ha (田原本町)



指定された区域3.7ha (川西町)

その土地が元来有している貯留機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対して届出により事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行い、土地の貯留機能を保全するために制限

※土地所有者の同意を得て、令和6年7月30日に奈良県が指定。

# 特定都市河川制度を活用した流域治水の推進(貯留機能保全区域の指定推進)

- 著しい浸水被害が想定される流域では、水害リスクを踏まえた土地利用を促進して保水・遊水機能を保全するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域の指定等の取組を推進することが重要。
- 土地所有者等の負担を緩和・軽減するなど、貯留機能保全区域の指定促進のための支援制度を拡充し、区域指定等に係る合意形成の促進を図る。

## 特定都市河川制度の運用

- 特定都市河川の指定河川数は、法改正以降に約6倍へ増加
- 一方、貯留機能保全区域の指定は3地区にとどまっている



## 貯留機能保全区域指定の際の課題

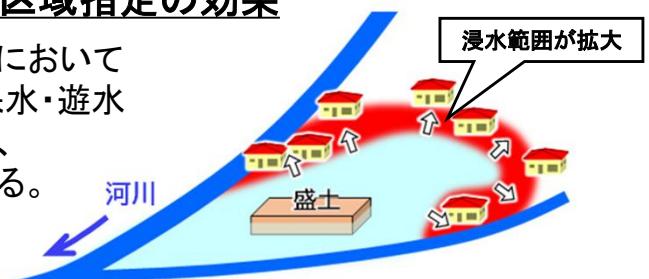
- 保水・遊水機能を発揮した際、区域外での浸水被害が軽減する一方で、区域内には土砂堆積やゴミ流入等の課題が発生
- 地域を支える機能を維持する負担が土地所有者等に偏っている



- 《土地所有者に課される制約》
- ・貯留機能を維持するための対応
  - ・盛土等の行為の届出義務

## 区域指定の効果

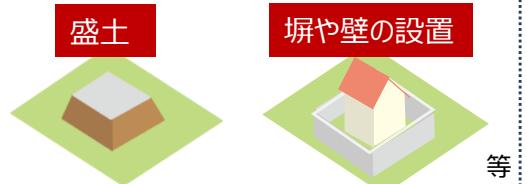
過去から地域社会において保全されてきた、保水・遊水機能のある低地が、近年失われつつある。



(貯留機能保全区域)

土地所有者の同意の上、都道府県知事等が指定

貯留機能保全区域内において、届出が必要となる行為



## これまでの負担軽減等の措置

- «税制» 固定資産税等の減免に関する特例措置  
«予算» 地方公共団体が実施する区域内の排水施設整備等

## 新たな制度による対応

### 対象事業

事業名：特定都市河川浸水被害対策推進事業（補助）  
実施主体：都道府県等、国庫負担率：1／2等

### 拡充内容

貯留機能保全区域の指定を促進するため、区域内の土地所有者等の負担の緩和・軽減にも資する取組として、以下を補助対象に追加

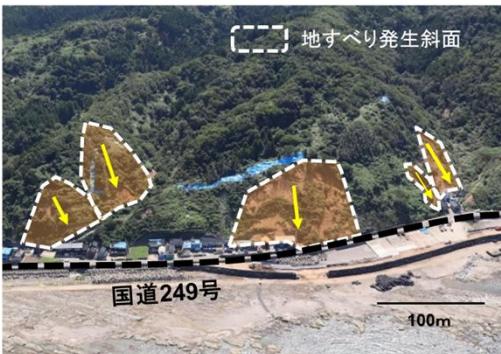
- 区域内に流入する塵芥や土砂等を捕捉する流入防止施設整備
- 地方公共団体が管理する区域内施設の耐水性向上対策
- 貯留機能保全区域の理解増進のための看板設置  
・防災教育等の啓発活動 等



# 都道府県が行う短期・集中的な地すべり対策への支援強化

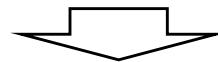
- 能登半島地震では多数の地すべりが発生、国道249号の途絶や河道閉塞など地域への甚大な被害が発生。
- 重要な保全対象等への影響が懸念される地すべりについては、短期・集中的に対策を実施する必要があることから、「特定緊急地すべり対策事業」の事業対象範囲を拡大することで、都道府県が行う対策を重点的に支援する。

## 現状の地すべり対策と課題



R6能登半島地震に伴い、  
国道249号沿いにて発生した地すべり災害

地すべりにより、緊急輸送路等の  
重要な保全対象に被害が発生。

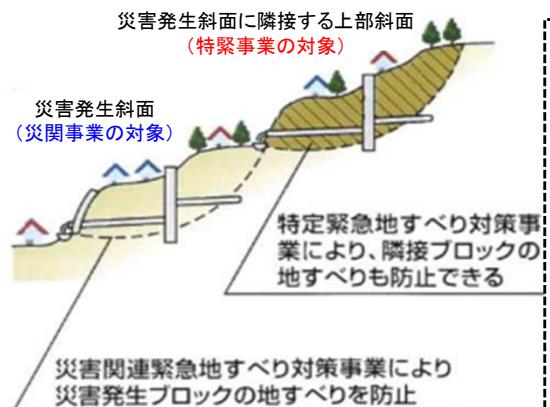


発災後は、緊急対策(災害関連緊急地すべり対策事業(以下、災関事業))と、  
短期・集中的な対策(特定緊急地すべり対策事業(以下、特緊事業))を組み合わせて、速やかに対策を実施する必要。

## ＜現行制度の課題＞

災関事業だけでは対策が完了できない規模の地すべり災害が生じた場合、災害発生斜面に対する追加の対策が必要。

一方、現行制度では、都道府県が行う特緊事業の対象が、災関事業を実施した箇所に隣接する上部斜面に限定されており、災害発生斜面等に対する短期・集中的な対策を実施できない。



現行制度の運用例

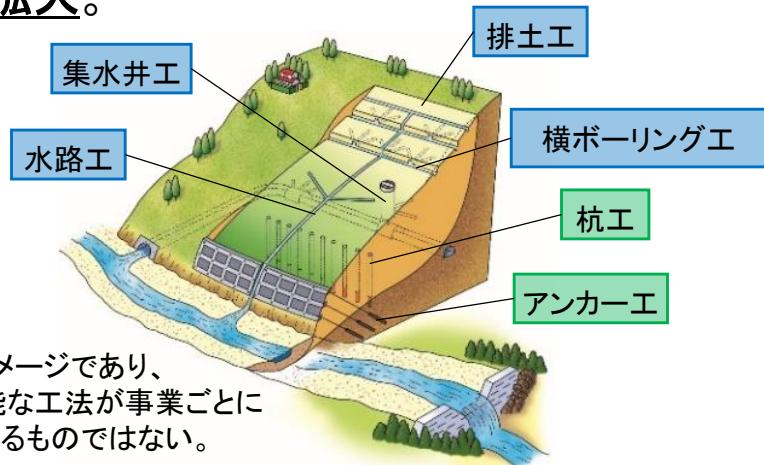
## 新たな制度による対応

### 対象事業

事業名 : **特定緊急地すべり対策事業(補助)**  
実施主体 : 都道府県、国庫負担率: 1/2等

### 拡充内容

災害発生斜面内における一連工事を災関事業後も集中的に実施できるよう、特緊事業の採択要件から「隣接する上部斜面」の限定を解除し、**事業対象範囲を拡大**。



※上記はイメージであり、  
実施可能な工法が事業ごとに  
限定されるものではない。

### ＜地すべり災害に対する対策工法のイメージ＞

**抑制工** : 緊急的に実施する対策工法(主に、災関事業で実施)

**抑止工** : 抑制工のみでは対策が不十分な場合に実施する対策工法(主に、特緊事業で実施)

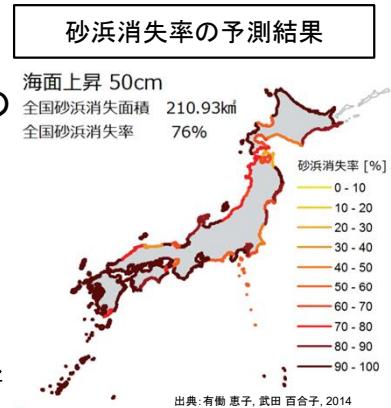
# 気候変動・令和6年能登半島地震を踏まえた海岸事業の推進

- 気候変動の影響による平均海面水位の上昇や台風の強化等を踏まえ、防護・利用・環境の観点からハード対策やソフト対策を組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。
- 令和6年能登半島地震による津波の浸水被害を踏まえ、津波対策をより一層、推進する必要がある。

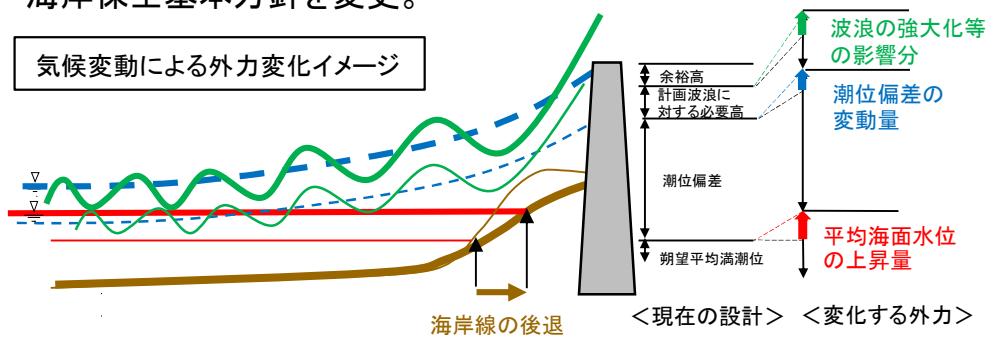
## ■ 気候変動

### <背景>

- 気候変動の影響により平均海面水位の上昇、高潮時の潮位偏差及び波高の極値の増大が予測されている。
- 将来、砂浜の6~8割が消失するという研究があるなど、気候変動に伴う海面水位の上昇等による砂浜の消失が懸念。
- 気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、令和2年11月に海岸保全基本方針を変更。



### 気候変動による外力変化イメージ



## ■ 令和6年能登半島地震

### <背景>

- 石川県珠洲市等において大規模な津波浸水被害が発生。
- 珠洲市において、津波の浸水リスクを踏まえ、まちづくり等と連携した津波対策を検討。



### <今後の取組方針>

#### ①気候変動を踏まえた海岸事業の推進

- 気候変動の影響による平均海面水位の上昇や台風の強化等を踏まえ、令和7年度を目標に都道府県において海岸保全基本計画を変更。
- 変更した海岸保全基本計画に基づく計画外力に対して、能登半島地震対応におけるまちづくり等と連携した津波対策の事例も参考に、浸水を防ぐ対策、住まい方の工夫、逃げる対策等のあり方について検討を実施。



千里浜なぎさドライブウェイ  
出典:能登観光ポータルサイト

#### ②次世代に引き継ぐべき砂浜プロジェクト

- 防護面だけではなく環境・利用面から次世代に引き継ぐべき砂浜として、海岸管理者と地域が一体となった取組を実施する場合、交付金を特に重点配分する事業として引き続き支援し、対象海岸の拡大を図る。

#### ③高潮予測の高度化

- 海岸の地形や施設形状に影響される「波の打上げ高」を加味した、より精度の高い高潮予測モデルを用いた三者共同(国土交通省、気象庁、都道府県)による予報・警報を導入することで、高潮に対する警戒避難体制の強化を図る。

### <今後の取組方針>

#### ④令和6年能登半島地震を踏まえた津波対策の推進

- 珠洲市で検討した、海岸保全施設だけではなく、まちづくり等と連携した津波対策の事例を周知し、事前防災型の津波対策を全国で推進。
- まちづくり等と連携した津波対策に取り組みたい自治体に対して、津波防災地域づくり支援チームを通じて支援。

# きめ細かな防災気象情報の提供による水災害の被害の軽減

- 令和7年12月に臨時国会で水防法等が改正。これにより、河川の氾濫に係る通報制度、高潮の共同予報・警報などを創設し、精度の高いきめ細かな防災気象情報を提供することで、水災害による被害の軽減を図る。
- これに加え、洪水・高潮・土砂災害それぞれの予測情報等の高度化に取り組み、高精度でより信頼される情報の提供を目指す。

## ＜氾濫通報制度＞

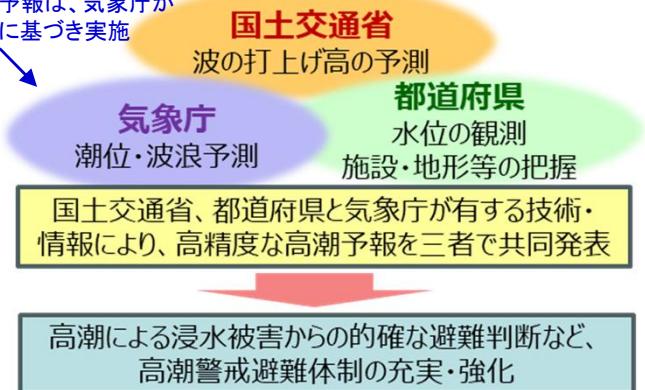
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事等が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。



## ＜高潮の共同予報・警報の創設＞

- 気象庁の潮位予測、国土交通省の波の打上げ高予測、都道府県の集約する地形情報等を結集し、国土交通大臣が指定する海岸について、三者で共同して予報・警報を実施。

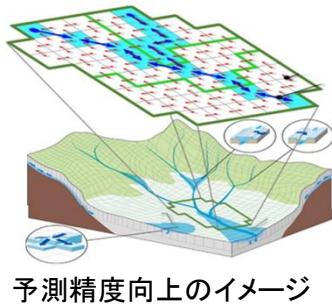
現在の高潮予報は、気象庁が潮位の予測に基づき実施



## ＜予測情報等の高度化に関する各分野の取組＞

### ■ 洪水

- 国管理河川の洪水予測システムでは、流域に降った雨が河川に流出するまでの過程をより実現象に近い計算モデルで解析を行い、予測精度の向上を図る。

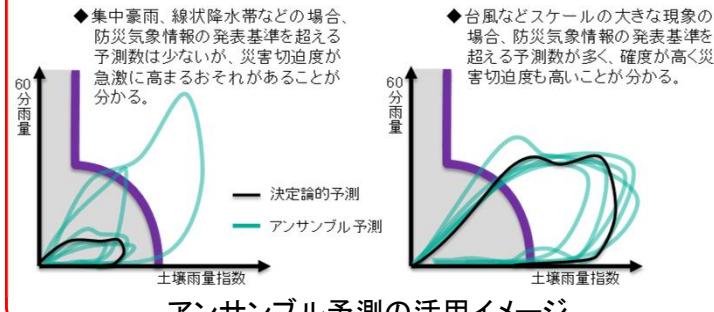


予測精度向上のイメージ

- 国管理河川の洪水予測過程で取得した都道府県管理の支川等の予測について都道府県への提供を促進し、洪水対応の充実に貢献する。

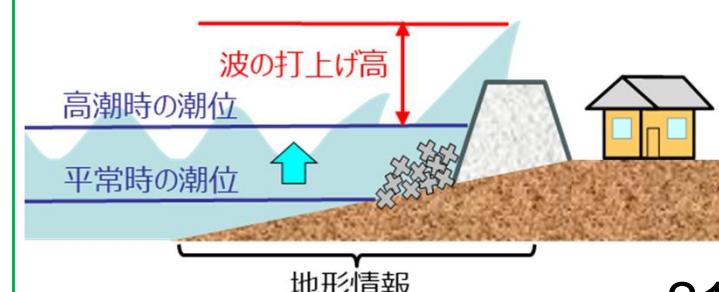
### ■ 土砂災害

- 最新の降雨予測技術(アンサンブル予測)等を活用し、土砂災害が発生する確度や切迫度のニュアンスが伝わる情報を目指す。



### ■ 高潮

- 波の打上げ高予測モデルや観測技術の開発により、波の打上げの要素を加味したより精度の高い高潮の予報・警報を新たに実施する。



# 住民等のより効果的な避難行動に向けた新たな防災気象情報

○新たな防災気象情報では、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、大雨などの災害発生の危険度の高まりに応じて各情報を発表。(運用開始は令和8年5月下旬を予定)

①

警戒レベル 相当情報	河川氾濫			大雨 低地の浸水	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる 浸水	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川				
	河川ごと						
警戒レベル 5相当	氾濫発生情報	氾濫発生情報	—	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫 発生情報	命の危険 直ちに 安全確保!
警戒レベル 4相当	氾濫危険情報	氾濫危険情報	②—	②—	土砂災害警戒情報	高潮特別警報 ③高潮警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	洪水警報	—	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替え る可能性の高い 高潮注意報	避難に時間要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	洪水注意報	④大雨注意報	④大雨注意報	高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

## ■これまでの防災気象情報

- ①情報名称がバラバラで、どのレベルに相当する情報なのか非常にわかりづらい。
- ②警戒レベル4相当の情報がないものがある。(洪水・大雨浸水)
- ③特別警報と警報が同じ警戒レベル4になっている。(高潮)
- ④同じ警報が異なる対象災害を兼ねている。等  
(大雨注意報が土砂災害と浸水害を兼ねるなど)

③

警戒レベル 相当情報	河川氾濫			大雨 低地の浸水や 洪水予報河川以外の 外水氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる 浸水	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川 <sup>※2</sup>	その他河川・下水道				
	河川ごと						
警戒レベル 5相当	②レベル5 氾濫特別警報	レベル5 氾濫発生情報	—	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに 安全確保!
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険情報	—	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	—	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	—	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

## ■新たな防災気象情報

- ①レベル4相当の情報として「危険警報」を新設。
  - ②レベル5相当情報については、氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用。
  - ③情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。  
(例:レベル4大雨危険警報等)
  - ④情報と対応する防災行動との関係が明確に。  
(レベルの数字で、とるべき行動が分かる!)
- (※)これら防災気象情報は、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、災害発生の危険度の高まりに応じて発表している

※ 1 レベル5氾濫特別警報とレベル5氾濫発生情報(高潮の場合はレベル5高潮特別警報とレベル5高潮氾濫発生情報)は一体化的に発表される。  
※ 2 その他河川・下水道では、氾濫発生情報のみ発表。  
※ 3 レベル5氾濫発生情報(高潮の場合はレベル5高潮氾濫発生情報)については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況(家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水)が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。  
※ 4 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される(レベル4氾濫危険情報以外の運用は任意)。  
※ 5 大雨に関する情報(市町村ごとに発表)では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。  
※ 6 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。

# 災害リスク情報の多層的な展開による被害の最小化

○時々刻々変化しながら迫り来る危機から「人命」を守り「社会経済被害の最小化」を図るため、事前の防災体制をあらゆる関係者により多層的に展開するための新たな取組を推進。



# 災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方

- 災害発生時に、建築物等の損壊または浸水等の著しい危害を及ぼすおそれがある区域について、建築物の構造規制やまちづくりと連携した土地利用の誘導等を実施し、国民の生命・身体・財産の安全に寄与。

## 土砂災害防止法※1

### 土砂災害警戒区域等の指定

#### 土石流

山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一緒に流下する自然現象

・土地の勾配2度以上

#### 地滑り

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

・地滑りの長さの2倍以内※2

※2 ただし250mを越える場合は250m

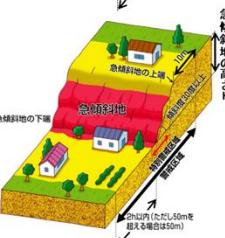
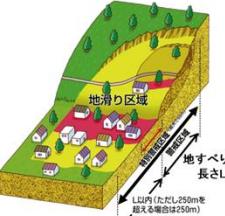
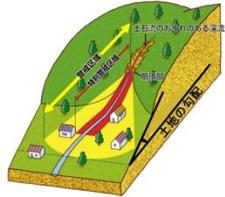
#### 急傾斜地の崩壊

傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象

・急傾斜地の上端から10m※3

・急傾斜地の下端から高さの2倍以内

※3 ただし50mを越える場合は50m



### 土砂災害警戒区域

(急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)

・土砂災害ハザードマップの作成・配布 等

### 土砂災害特別警戒区域

(急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)

・特定開発行為に対する許可制

・建築物の構造規制

・建築物の移転等の勧告

## 津波防災地域づくりに関する法律

### 津波災害警戒区域等の指定



#### 津波災害警戒区域

(津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)

- ・警戒避難体制の整備(避難施設・避難路、津波避難訓練、情報伝達等)
- ・市町村による津波ハザードマップの作成 等

#### 津波災害特別警戒区域

(津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)

- ①病室等の居室の床面の高さが津波の水深以上
- ②病室等の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

#### 津波災害特別警戒区域のうち市町村長が条例で定めた区域

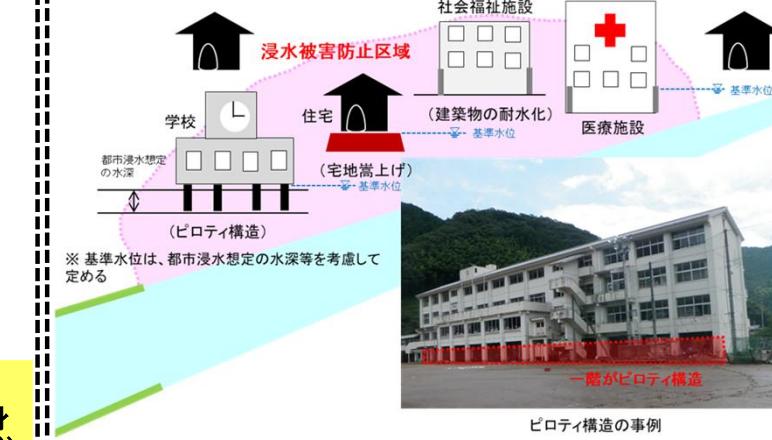
住宅等の居室等の全部が津波の水深以下



住宅等の居室等の一部が津波の水深以上

## 特定都市河川浸水被害対策法

### 浸水被害防止区域の指定



ビロティ構造の事例

#### 浸水被害防止区域

(洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)

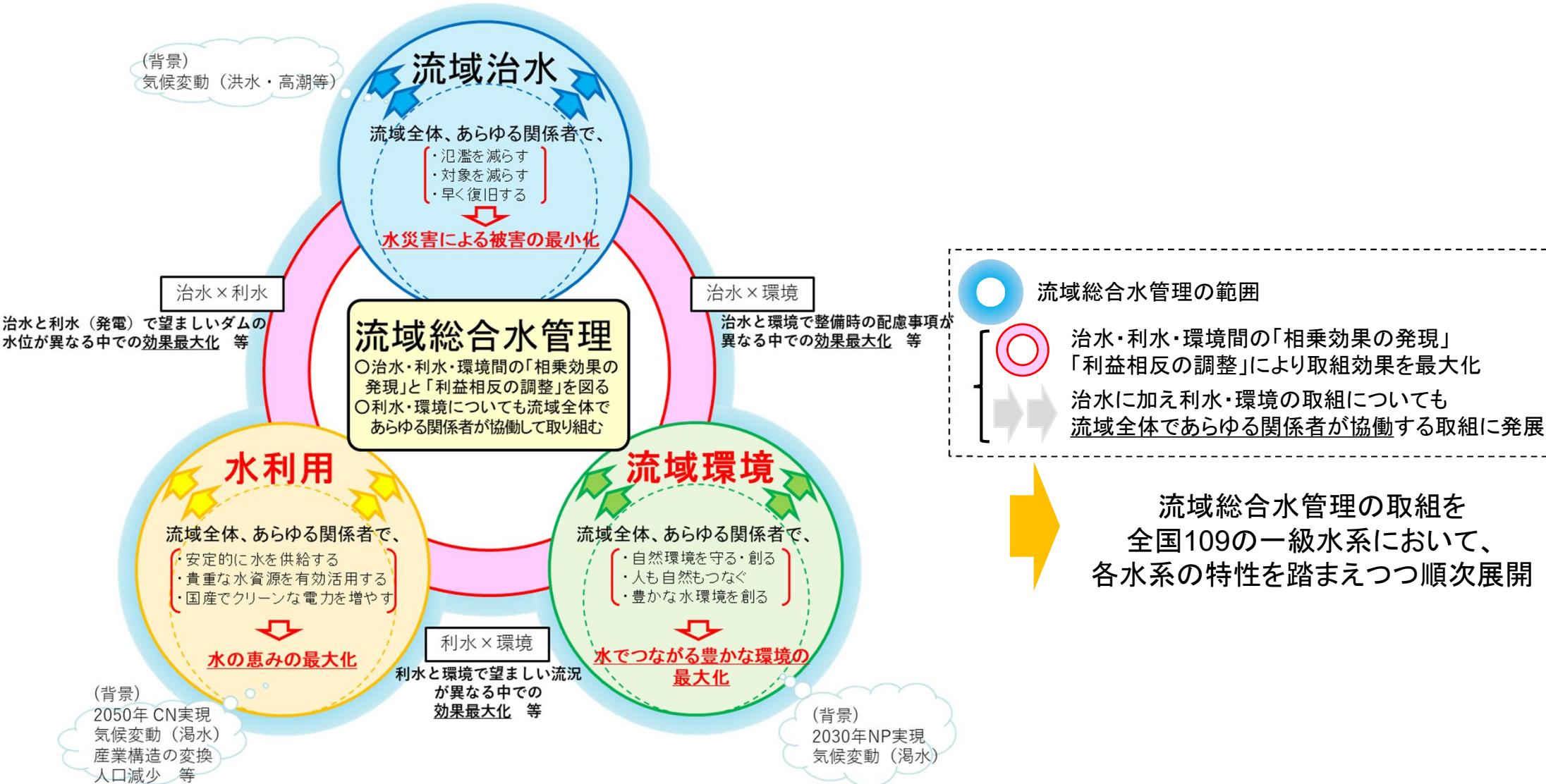
- ・住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか等の事前許可が必要。

(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。)

- ・住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要。

# 水管理・国土保全局の取組～流域総合水管理の推進～

- 治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が協働して取り組むとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。



# 流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」

## 流域治水×水利用

### ＜利益相反の例＞

治水面ではダムの水位は低い方が望ましく  
利水面(発電)では高い方が望ましい

### ＜相乗効果の具体例＞

治水機能の強化と水力発電の促進を  
両立するハイブリッドダムの取組

### 気象予測を活用したダム運用の高度化

#### 治水容量

雨が予測されない場合  
貯水位を上昇(運用高度化)

洪水前に貯水位を低下  
(事前放流等)

利水容量  
(発電容量等)

## 流域治水×流域環境

### ＜利益相反の例＞

治水面では遊水地容量の確保が必要だが  
環境面では生物の生息・生育環境の保全・創出が必要

### ＜相乗効果の具体例＞

遊水地でタンチョウが繁殖しやすい環境を整備

#### 舞鶴遊水地で子育てをするタンチョウ



本地域で100年以上  
ぶりにタンチョウが  
繁殖



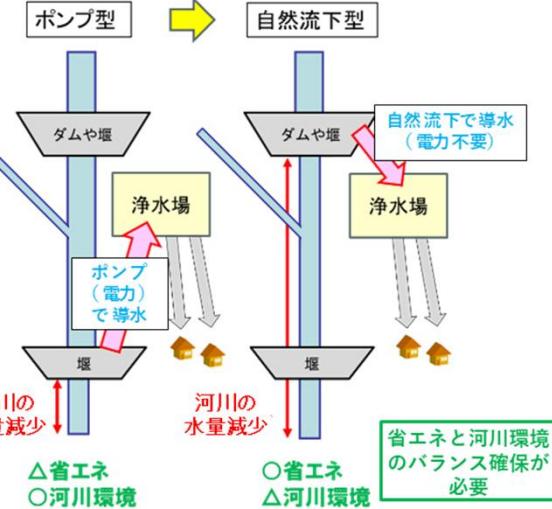
タンチョウ繁殖  
期には人・車  
両の立ち入り  
やドローン飛  
行を禁止

## 水利用×流域環境

### ＜利益相反の例＞

利水面(省エネ)を重視すると  
環境的に望ましい流況に影響を与える  
上流からの取水により省エネが図れる一方、  
河川流量の減水区間の発生による環境等への  
影響について調整が必要

### 上流からの取水



流域治水・水利用・流域環境の取組の効果を最大化

# 流域総合水管理の取組 ~積極的な水利用の推進~

- 人口減少により水需要が減少する一方、産業構造の変化(半導体工場等の新設、代かき期の前倒し等)による局所的な水需要の増加や必要な時期の変化などに対し、関係者間で、水を有効活用する仕組みづくりが重要。
- また、気候変動による洪水・渇水リスクも高まっており、災害・事故時に備えた水融通等の応急対策の検討や、施設のリダンダンシーの確保を推進することが必要。
- 加えて、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、水力発電の増強や省エネ等に積極的に取り組む。

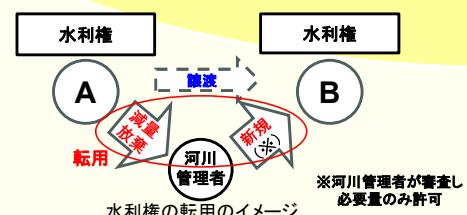
## 【取組】

- ・気候変動が渇水リスクに及ぼす影響にかかる研究・検討の推進
- ・必要な水供給施設の建設、計画的な更新
- ・緊急時(渇水、災害、事故)の柔軟な水融通・事前調整
- ・リダンダンシー(冗長性)の確保
- ・流域内の上水・工水・農水間の連携、データ共有
- ・災害時の代替水源確保のため地下水や湧水の更なる活用を推進 等



## 【取組】

- ・新たな水需要への対応
- ・ダムの容量(ダム使用権等)の円滑な活用
- ・水利権の転用促進
- ・融雪出水時の豊水の活用
- ・複数ダムの統合運用・容量再編
- ・下水汚泥の肥料利用を推進 等



## 【取組】

- ・治水機能の強化と水力発電の促進を両立させるハイブリッドダムの推進
- ・複数ダム間で連携した水力発電の増強
- ・下水汚泥や伐採木を活用したバイオマス発電の促進
- ・上下水道施設の再編(上流からの取水による省エネ化) 等

# 大規模災害や気候変動リスク、水需要の変化等に備えた水資源に関する取組

- 気候変動等の自然環境の変化や社会構造の変化等、水を巡る様々な課題に対応するため、大規模災害や気候変動、水需要の変化等に備えた水の恵みの最大化に向けた水資源に関する取組を推進する。

## 背景・課題

### ①気候変動による渇水リスクの増大

- 平均気温が $2^{\circ}\text{C}$ 上昇した場合の渇水の発生頻度は約2.2倍になることや、気候変動の影響により、無降水日の日数が更に増加すると予測。



### ②水供給リスクの顕在化

- 大規模災害や施設の老朽化等による取水障害が生じ、水供給リスクが更に顕在化。



令和4年台風15号興津川での取水障害(R4.9)

### ③災害時における水確保

- 令和6年能登半島地震では、水道施設の被災による断水が長期化。一方、災害用井戸の普及が約3割と進んでおり、災害時に重要な代替水源確保が急務。



### ④水需要の多様化

- 人口減少等の影響により全体として水需要が減少する一方で、産業構造の変化により局所的な水需要の増加や農業用水の必要な時期の変化など、水需要の多様化に対応する必要。

## 今後の取組

### ①-1 気候変動の渇水リスクへの影響分析

- 気候変動が渇水リスクに及ぼす影響について研究・検討を推進。

### ①-2 渇水対応タイムラインの作成推進

- R7の渇水実態やタイムラインの活用事例を事例集としてとりまとめ、利水関係者と共有することにより未作成水系での作成を推進。

### ②大規模災害等に備えた取組

- 災害等の水供給支障時において各用水を確保できるよう、関係機関との事前の調整手法などの具体事例を収集・分析し、ガイドライン※に反映。  
※大規模災害・事故による水供給リスクに備えた応急対応等の検討ガイドライン(案)(令和6年11月)

### ③災害時の代替水源確保の取組

- 「災害時地下水利用ガイドライン」に優良事例を踏まえた改良・充実を図るとともに技術的助言を実施し、地方公共団体の井戸・湧水等の活用を促進
- 災害時の地下水取水が過剰にならないよう地盤沈下量の可視化等を推進。

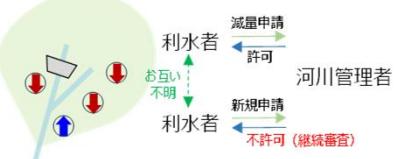
### ④利水関係者間における水資源の有効活用の調整

- 限られた水資源の有効活用のため、水利権やダムの容量(ダム使用権等)の需給のミスマッチを解消・調整するための場の設置を検討。

現在

#### ニーズの多様化

水を将来求める者も、手放したい者も



多様化するニーズに対し  
利用者間が1:1調整することは困難

これから 積極的な水利用

多様な主体との調整・多様な目的間の調整が必要

利水関係者が集い

- ・現在の水利用ニーズの把握・共有
- ・取水量等の水利用に関するデータの把握・共有
- ・将来的な水利用の見込み等の共有



ニーズを踏まえ需給のミスマッチを解消！

利水者↑ 利水者↓  
3年後に水欲しい 3年後なら水使わなくなる

利水者↑ 利水者↓  
ダムの容量が欲しい ダムの容量が譲りたい

※「過去実験」および「将来実験」の年降水量および渇水量が、「過去実験の非超過確率1/10の値」以下となる年の発生頻度の比を計算したものです。この計算では、文部科学省による複数の学術研究プログラム（「創生」、「統合」、SI-CAT、DIAS）間連携および地図シミュレータにより作成されたd4PDFが使用されています。

出典：西村宗倫、高田望、坂井大作、水垣洋、竹下哲也：気候変動による非超過確率1/10の渇水量の発生頻度の変化の計算、河川技術論文集、第30巻、pp.363-368、2024。

# 安全で良質な水の安定供給及び洪水被害の防止・軽減（独立行政法人水資源機構）

- 独立行政法人水資源機構は、水資源開発水系として指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川）において、ダム、用水路等の建設及び管理等を行っている。これら建設事業及び管理業務等に対し、国は交付金、補助金を交付するとともに、建設事業に対し財政投融資による資金供給を行う。
- 安全で良質な水の安定供給及び洪水被害の防止・軽減を通じて、国民経済の成長と国民生活の向上に寄与する。

## ■水資源開発水系 (フルプランエリア)



## ■令和8年度独立行政法人水資源機構予算総括表

(単位：百万円)

区分	令和8年度 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)
建設事業及び 管理業務	37,582	37,320	1.01

国土交通省所管事業のほか、農林水産省、経済産業省所管事業の予算を含む。

## ■令和8年度独立行政法人水資源機構財政投融資計画総括表

(単位：百万円)

区分	令和8年度 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)
建設事業	500	500	1.00

上記のほか、財投機関債130億円（前年度80億円）がある。

## ■水資源機構の事業

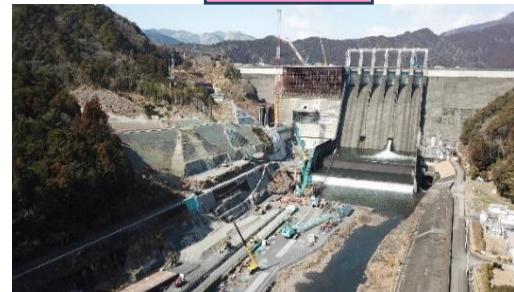
全国7水系において54施設（32のダム等、水路総延長約3,000km）を管理し、15の建設事業を実施。

（ダム等施設）

水道用水、農業用水、工業用水を安定して供給するとともに、洪水調節などを実施。

建設ダム

管理ダム

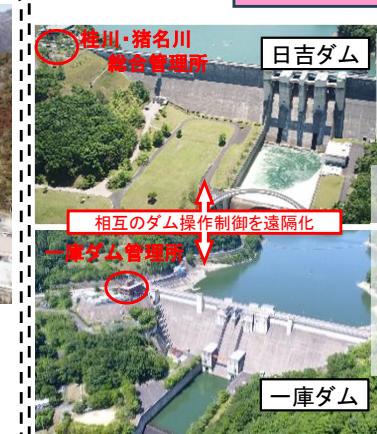


事業名：早明浦ダム再生事業

目的：洪水調節機能の増強

R8年度概要：

増設洪水吐、放流設備工事等



施設名：  
日吉ダム・一庫ダム  
(桂川・猪名川総合管理所)

R8年度概要：  
総合管理所の日吉ダム（京都）と管下管理所の一庫ダム（兵庫）を相互に遠隔操作できる体制を構築。

（水路等施設）

利水者に対し農業用水、水道用水、工業用水等を供給。

豊川用水二期事業



施設名：豊川用水施設

目的：大規模地震対策  
石綿管除去対策

R8年度予定工事

併設水路工事 約1.5km

石綿管除去工事 約0.9km

大野導水路 併設水路工事状況

# 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

- 上下水道施設の老朽化や、人口減少に伴う料金収入の減少、地方公共団体の職員減少などが進む中、上下水道の基盤強化を図るため、事業運営の一体化、分散型システム導入、DX等を推進。

## 背景・課題

### ○事業運営の一体化・分散型システム導入・DX推進の必要性

- ・上下水道の持続的な経営体制を構築するため、単一市町村による経営にとらわれず、「事業運営の一体化」の実現が必要。
- ・施設配置においては、集約型と分散型のベストミックスによる施設の最適配置を推進する必要。



事業運営の一体化と施設の最適配置(イメージ)

- ・メンテナンスの高度化・効率化や広域連携の基盤となるデータの標準化に向けたDX推進が必要。

#### [デジタル行財政改革 取りまとめ2025]

- ・今後3年程度でDX技術の全国での標準実装を速やかに実現する。
- ・施設情報のデータ化の推進に向けた支援策を検討・実施する。

### ○PFAS(有機フッ素化合物の総称)への対応強化の必要性

- ・水道水源や水道水において暫定目標値(PFOS及びPFOAの合算値で50ng/L以下)を超過する事案が発生。
- ・令和8年度よりPFOS及びPFOAが、暫定目標値から水道法に基づく水質基準へ引き上げられることも踏まえ、集中的な対策が急務。

## 今後の取組

### 1.事業運営の一体化の推進

#### 【制度拡充】[個別補助事業の創設・交付金事業の拡充]

- ・2以上の自治体による給水/汚水処理人口10万人以上の事業運営の一体化を支援。

### 2.分散型システム導入の推進

#### 【制度拡充】[個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充]

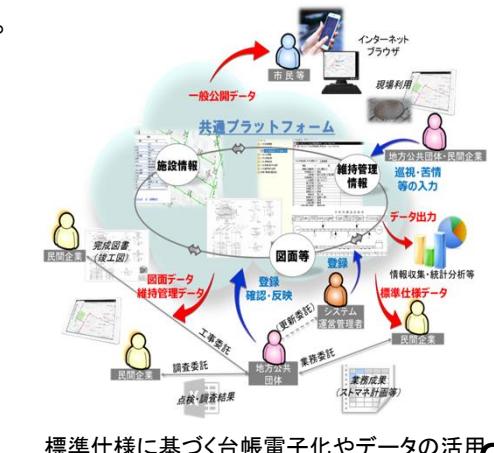
- ・分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備(水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など)を補助対象に追加。

### 3.DXの推進 【制度拡充】[交付金事業の拡充]

- ・下水道管路に加え、下水処理場及びポンプ場の施設情報等のデジタル化を補助対象に追加。

### 4.PFASへの対応強化 【制度拡充】[個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充]

- ・PFOS及びPFOAの水道水質基準化(R8.4.1施行)を踏まえ、PFAS対策の補助対象自治体を拡大。



# 治水機能の強化と水力発電の促進を両立するハイブリッドダムの推進

- 気候変動への適応・カーボンニュートラルへの対応のため、治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」の取組を推進。

## ハイブリッドダムとは

治水機能の強化、水力発電の増強のため、気象予測も活用し、ダムの容量等の共用化など※ダムをさらに活用する取組のこと。

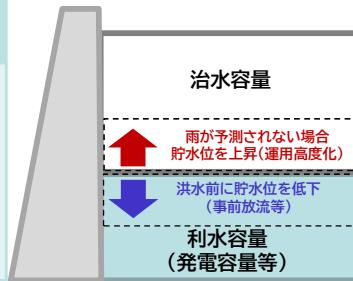
※「ダムの容量等の共用化」としては、例えば、利水容量の治水活用(事前放流等)、治水容量の利水活用(運用高度化)など。単体のダムにとどまらず、上下流や流域の複数ダムの連携した取組も含む。ダムの施設の活用や、ダムの放流水の活用(無効放流の発電へのさらなる活用など)の取組を含む。

### 取組内容

#### (1) ダムの運用の高度化

気象予測も活用し、治水容量の水力発電への活用を図る運用を実施。

- ・洪水に達しない流水の一時的な貯留
- ・洪水後期放流の活用
- ・融雪出水の活用



#### (2) 既設ダムの発電施設の新增設

既設ダムにおいて、発電設備を新設・増設し、水力発電を実施。



発電設備のイメージ

#### (3) ダム改造・多目的ダムの建設

堤体のかさ上げ等を行うダム改造や多目的ダムの建設により、治水機能の強化に加え、発電容量の設定などにより水力発電を実施。



### 令和7年度までの取組

- ・国土交通省、水資源機構管理のダムを対象として、令和4年度に試行開始。順次、試行ダム数を拡大。
- ・令和6年実績  
76ダムで試行し、1,655万kWh  
(約4,200世帯の年間消費電力に相当)を増電  
※令和7年は82ダムで試行中

- ・国土交通省管理の湯西川ダム、尾原ダム、野村ダムにおいて、民間事業者の公募を実施中。
- ・令和7年10月に湯西川ダム、12月に野村ダムの事業候補者を特定。尾原ダムについても、令和8年1月に事業候補者を特定予定。

- ・治水と発電、地域振興を両立させる事業内容を検討。

### 令和8年度以降

- ・国土交通省、水資源機構管理のダムにおいては早期に実施可能なすべてのダムで試行を実施し、都道府県ダムにも順次拡大。
- ・複数ダム間の連携運用。
- ・長時間アンサンブル降雨予測※等の新技術の活用。  
※予測に伴う不確実性を考慮することで長期的な予測を可能にする手法。初期値などに小さな揺動(揺らぎ)を与えた複数の数値予報の集合(アンサンブル)によって予測とその不確実性を事前に推定。

発電

- ・特定した民間事業者と協定を締結し、事業を推進。併せて、地域振興への支援にも取り組む。
- ・新たな案件形成に向けた調査・調整を実施。

発電

- ・ダム改造、多目的ダム建設と合わせて増電を検討。

治水 発電

◎上記について官民連携で地域振興への支援にも取り組む

**治水** ダム改造、多目的ダム建設の推進により、治水機能を強化するとともに水力発電の促進を目指す

**発電** ダム運用高度化等の水力発電増強に関する事例集を活用し、増電を促進するとともに、条件の整ったダムより試行運用から本格運用を実施し、全国の実施可能なすべてのダムで取組を実施

# 流域総合水管理の取組～流域環境の魅力や価値の向上～

- 流域環境については、平成9年の河川法改正を契機としながら、多自然川づくりや親水空間の整備などの取組のほか、生態系ネットワークの形成やかわまちづくりなど流域とのつながりを踏まえた取組を進めてきたところ。
- さらに、河川環境の定量的な目標設定等により、流域のあらゆる関係者の共通認識を醸成した上で、流域の多様な主体同士が交流・連携し、豊かな水環境の創出や利活用、流域治水にも資する生態系ネットワークの基盤となるグリーンインフラの保全・創出を進めること等により、流域環境の魅力や価値の向上を図る。

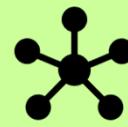
## 【取組】

- ・生物の生息・生育・繁殖の場の目標水準（定量目標）を河川整備計画に位置づけ
- ・生物の生活史と調和したダイナミズムを考慮した流量変動・土砂動態等の管理
- ・総合的な土砂管理との連携
- ・流域治水と相乗効果を発揮するグリーンインフラの保全・創出



自然環境を守る・創る

水でつながる豊かな  
環境の最大化



人も自然もつなぐ



豊かな水環境を創る



水辺空間の魅力や  
価値の向上



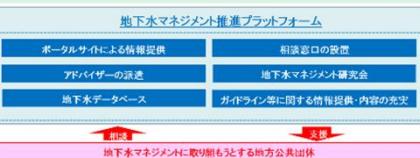
水源地域における  
交流施設の整備



河道内外の連結性確保



工場・事業場における栄養塩類供給に係るガイドライン  
(兵庫県環境部水大気課)



地下水マネジメント推進プラットフォーム  
による各種支援

## 【取組】

- ・下水処理水の栄養塩類の能動的運転管理
- ・地域の実情に応じた地下水マネジメントの推進 等

# 流域における良好な自然環境の保全・創出

- ①良好な河川環境の保全・創出及び生態系ネットワークの形成、②民間企業の環境保全活動への参画の促進、③水辺の拠点と地域拠点の相互連携による流域の魅力向上・地域活性化等を進め、水でつながる豊かな環境の最大化を目指す。

## 背景・課題

- ①これまでの河川環境施策の実施事例・データを踏まえ、現在、河川環境の定量的な目標を順次設定(河川整備計画に位置づける)しているところ。生物多様性の更なる保全等のためには、河川の流量を確保すればよいだけでなく、生物の生活史に応じた流量変動や土砂動態等の管理が必要であるが、技術的知見が十分ではない。
- ②ネイチャーポジティブ※が世界の潮流となり民間企業の環境保全活動への関心が高まっているが、知見やノウハウを必ずしも有していない。
- ③地域活性化の取組として「かわまちづくり」による水辺の拠点整備を進めてきたが、必ずしも流域内の他の地域拠点との相互連携が十分に取れていない。

## 今後のあり方

水でつながる豊かな環境の最大化を目指し、流域治水や水利用も踏まえた全体最適を図りながら、以下に取り組む。

- ①生物の生活史に応じた望ましい流量変動や土砂動態の管理のあり方等について、データの蓄積や研究開発を推進する。
- ②多様な主体が幅広く参画し、各自の知見、ノウハウや技術を持ち寄ることにより流域環境についての共通認識を醸成する。
- ③「かわまちづくり」等の水辺の拠点と、流域内の地域文化や観光資源等の地域拠点とを、河川管理者と自治体の連携により結びつけ、流域全体の魅力・価値を向上させる。

※ ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味し、COP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、2030年までに陸域及び内陸水域、並びに海域及び沿岸域の少なくとも30%を保全する「30by30目標」が掲げられている。

## 水でつながる豊かな環境の最大化

### ①流量変動や土砂動態の管理等による流域環境の取組

- ・動的な河道の維持管理手法の検討
- ・データを活用した戦略的な河川環境マネジメントの実装

### ①河川を基軸とした生態系ネットワークの基盤となるグリーンインフラの保全・創出



### ②民間企業等が積極的に参加したくなる仕組みづくり

- ・河川環境の改善や回復に取り組む団体等を認証し連携を促進する仕組みの創設

### ③流域ならではの水辺の魅力や価値の向上・かわまちづくりの相互連携等を推進



オープンカフェの設置(京橋川/広島市)

# データを活用した戦略的な河川環境マネジメントの実装

- 従来、河川整備計画における河川環境の保全・整備目標が定性的な記載にとどまるなど、河川環境マネジメントにおけるデータの活用が課題。
- 環境情報モニタリングの効率化・高度化を進め、①河川環境の定量目標に基づくモニタリングによる順応的管理の枠組み構築や、②気候変動の影響も踏まえた生息場の保全・創出を推進。

## 背景・課題

### 河川環境の保全・整備目標が定性的

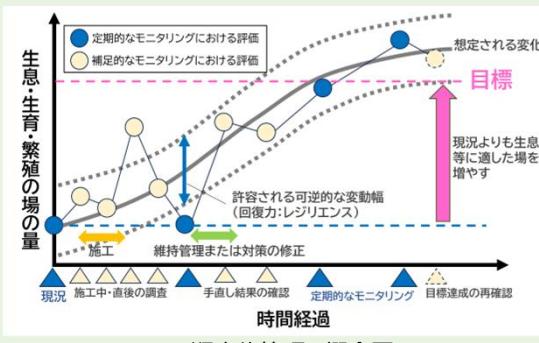
定量的な目標設定手法が確立されておらず、河川整備計画において、河川環境の保全と整備について定性的な記載にとどまる

## これまでの取組

- ・「生物の生息・生育・繁殖の場」に関する定量的な目標の河川整備計画への位置づけに向けた設定手法の検討
- ・定量目標の順次設定  
(6水系で設定済み(R7.12未時点))

## 今後の取組

### ①河川整備計画への定量目標設定推進と順応的管理手法の検討



生態系ネットワークの基盤となるグリーンインフラとして、河川における生物の生息場等の保全・創出を推進し、生物多様性の回復に貢献

#### KPI (目標設定)

河川環境の定量的な目標を位置づけた河川整備計画※1の割合 (R6) 0% → (R17) 100% ※1 国管理河川の全121計画

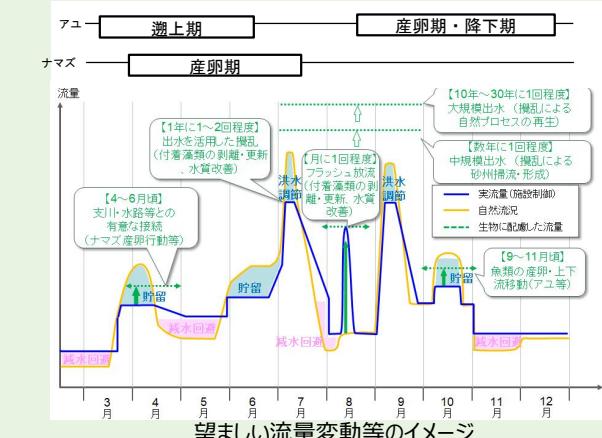
### 気候変動の影響(流況、水温等)

流況の変化に伴う生物や水質への影響や、河川水温の上昇による生態系への影響等が想定されるが、知見やデータが少ない

- ・適切な河川のダイナミズム（流量変動や土砂動態）に関する知見の集約
- ・河川のダイナミズムを考慮した取組事例の類型化

### ②動的な河川環境の保全・創出手法の検討

- ・生物の生活史に応じた望ましい流量変動等をモデル河川において検討
- ・河川水温-環境影響の評価手法の検討



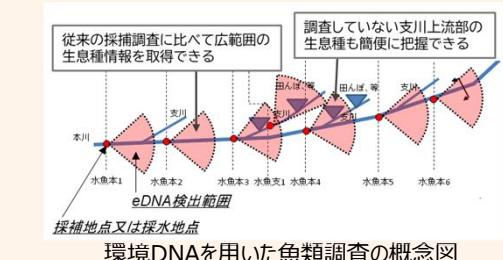
### 環境情報把握に要する多大な労力

現地における直接的な計測調査が行われており、人員・時間・コストを要する

- ・航空写真等から植生情報を自動判読する手法の検討（AIの活用）
- ・環境DNAを用いた魚類調査手法の検討
- ・水温の連続観測を安定的に行う非接触式水温機器の技術開発 など

### 環境情報モニタリングの効率化・高度化

- ・航空写真等を活用した植生図作成、環境DNAを用いた魚類調査を「河川水辺の国勢調査」に導入(R8~)
- ・モデル河川において水温の連続観測を開始



# 「かわまちづくり」の深化 ~地域の文化・資源をつなぐ取組の推進~

- これまで個々に整備した水辺の賑わい拠点や地域の文化・資源をつなぐ「かわまちづくり」へ深化し、流域内での相互連携等を図ることで、その流域ならではの新たな魅力の創造や価値の向上により、地域活性化を推進。

## 背景・課題

- これまで地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かした、「かわまちづくり」を推進（全国303か所で認定、R7.8時点）
- これら取組は個々の取組が中心であり、流域内の相互連携が生まれることで、更なる地域活性化が期待
- 合わせて、かわまち×文化・スポーツなど様々な分野との融合による、地域の魅力向上に貢献する好事例も出てきており、これら好事例を展開する必要
- 更には、これまでのユニバーサルデザインやこどもまんなかまちづくりに加えジェンダー主流化の視点も踏まえた、すべての人にやさしいかわまちづくりへの対応が必要

### 地域の魅力向上に貢献する「かわまちづくり」好事例



かわまち × 資源(大阪府)



かわまち × まち空間(多摩市)



かわまち × 文化(平取町)



かわまち × スポーツ(薩摩川内市)

## 今後の取組

### ■地域の文化・資源をつなぐ「かわまちづくり」への深化

- これまで個々に整備してきた水辺の賑わい拠点や流域内の各市町村の地域文化・観光資源などをつなぐ「かわまちづくり」へ深化

⇒ その流域ならではの新たな魅力の創造、価値向上により地域活性化を推進



### 地域の文化・資源をつなぐ「かわまちづくり」イメージ

#### <令和8年度の取組内容>

- 地域の魅力をつなげるルート(サイクリングロード等)構築に資する河川管理施設等を重点的に整備
- 地域の文化・資源をつなぐ「かわまちづくり」の事例等について、協議会設立から計画策定に至るまでのプロセス及び連携した整備内容と効果について分析し、かわまちづくり計画作成の手引きへ反映
- ジェンダー主流化の視点などを踏まえた、すべての人にやさしいかわまちづくりの推進のため、利用面・景観面・デザイン面における配慮事項等をまとめた、ポイントブックを取りまとめ

### 地域の魅力を繋げるルート例



サイクリング



水上交通



ユニバーサル例  
すべての人の利用に配慮したスロープ

# 埼玉県八潮市の道路陥没事故の教訓を踏まえた上下水管路の老朽化対策の推進

- 令和7年1月28日に埼玉県八潮市で下水管路の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。トラック運転手が事故に巻き込まれ死亡するとともに、約120万の方々が下水道の使用自粛を求められるなど、重大な事態が生じた。
- 同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、事故を受け設置した有識者委員会による提言及び第1次国土強靭化実施中期計画に基づき、大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路(重要管路)の更新や、重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等を推進。

## 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」

### ＜第1次提言「全国特別重点調査の実施について」 (令和7年3月17日)＞



埼玉県八潮市で発生した道路陥没  
(1/30陥没拡大後)

- 管径2m以上、設置後30年以上経過の管路を対象に調査を行い、必要な措置を講すべき。  
(優先実施箇所は夏頃、それ以外は1年以内を目処に実施)  
→提言を踏まえ、3月18日国交省から全国の下水道管理者に要請  
(優先実施箇所の調査結果は9月に公表)

### ＜第2次提言「国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方」 (令和7年5月28日)＞

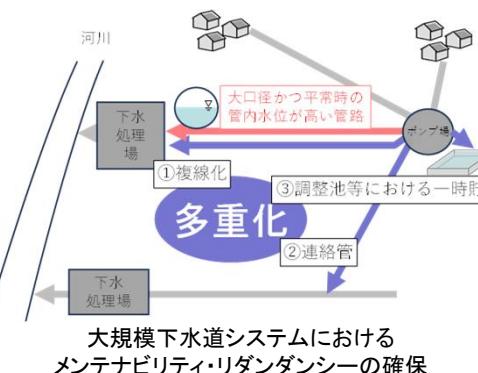
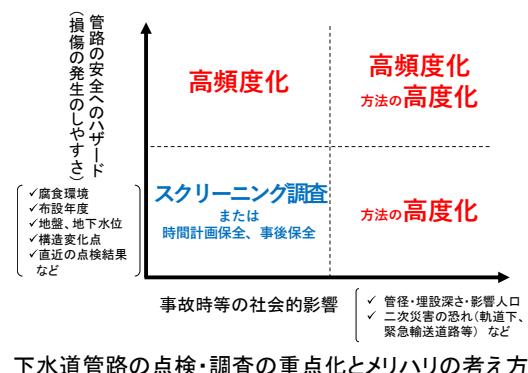
- 重要な管路を対象として、点検・調査の高頻度化・高度化(複数手法の活用)を図るべき。
- 大規模下水道システムについて、複線化・分散化などによりリダンダンシーを確保すべき。  
→提言を踏まえ、6月6日「第1次国土強靭化実施中期計画」に反映

### ＜第3次提言「信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換」 (令和7年12月1日)＞

- I : 2つの「メリハリ」と2つの「見える化」による下水管路マネジメントへの転換  
→提言を踏まえ、国は

- 技術の高度化・実用化(ドローン調査、AI診断技術など)
- 点検・調査の頻度等の基準化、高リスク箇所への重点支援等を実施予定

- II : 新たなインフラマネジメントに向けた5つの道すじ



## 今後の取組

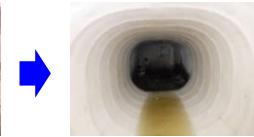
### 1. 重要管路の更新の推進

### 【制度拡充】【個別補助事業の創設】【KPI①】【KPI②】

※ 交付金事業はR7補正より拡充



管更生後



管更生前

※ 下水管路の全国特別重点調査で「緊急度I」と判定された管路の更新は全て補助対象

管更生工法  
(破損や腐食した既設管の内面に新たに管を構築)

### 2. 重要管路の複線化等の推進

### 【制度拡充】【個別補助事業の創設】【KPI③】【KPI④】

※ 交付金事業はR7補正より創設

- 重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易でない管路の複線化等を支援

### 3. 管路メンテナンス技術の開発・実証

- 無人化・省力化技術、大深度の空洞調査、大口径下水管の管厚や強度測定等

### ＜国土強靭化実施中期計画の主なKPI(目標設定)＞

①漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径水道管路(口径800mm以上の管路)の更新(約600km)の完了率  
8%【R6】→32%【R12】→100%【R23】

②損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路(「下水道管路の全国特別重点調査」の対象※:約5,000km)の健全性の確保率  
※口径2m以上かつ30年以上経過した下水道管路  
0%【R6】→100%【R12】

③修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路(口径800mm以上の導・送水管)に対する複線化・連絡管整備(約300km)の完了率  
33%【R6】→76%【R12】→100%【R15】

④修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路(口径2m以上の管路)を有する地方公共団体(約60団体)のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合  
7%【R6】→100%【R9】

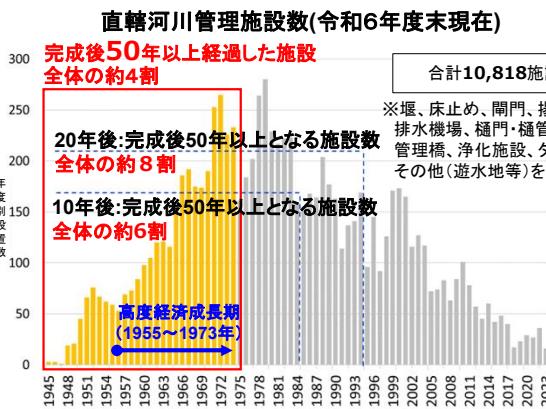
# 河川管理施設等の老朽化の現状と今後の取組

- 河川管理施設等については、老朽化により、保全限界を迎える施設が急増することが懸念。既に、要監視段階や予防保全段階の施設は増加傾向にある。
- 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた提言において、インフラ全般に共通する課題が整理され、メリハリある点検・調査や統合的マネジメント体制の構築等が示されたことを踏まえ、河川管理施設等についても、必要な予算の確保を図りつつ持続可能なインフラメンテナンスサイクルを実現していくことが必要。

## 背景・課題

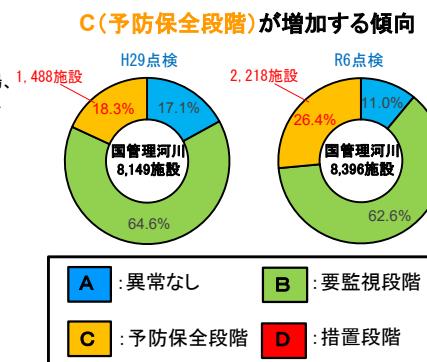
### ○ 河川管理施設等の老朽化の現状

#### ■ 完成後50年以上経過する施設数の推移



#### ■ 河川管理施設の点検結果

(例: 樋門・樋管)



#### ■ 保全限界を迎える河川管理施設等



下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた第3次提言

#### ■ 新たなインフラマネジメントに向けた5つの道すじ

- ・点検・調査・診断における新技術の導入、デジタル管理体制の確立など『見える化』の徹底
- ・点検・調査の『重点化』・『軽量化』を行うなど『メリハリ』の推進
- ・統合的『マネジメント』体制の構築 [メンテナビリティ(維持管理の容易性)やリダンサンシー(冗長性)の確保] など

共通する  
論点を反映

## 今後の取組

### 第3次提言を踏まえ、社会的影響が大きい事故を防ぐための対策を実施

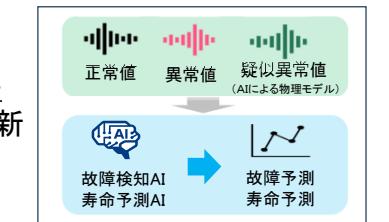
#### ① インフラ長寿命化計画に基づく施設の維持管理・更新

- ・適時の修繕・更新による施設の機能確保、更新時に耐久性が向上する部品を用いるなど機能向上等を図る。



#### ② 河川管理施設等の維持管理における省人化

- ・ドローンやデジタル技術等の新技術の活用による点検・調査等により、多様な現場作業の効率化・省人化等を図る。



#### ③ 河川管理施設等の維持管理におけるAI活用

- ・排水ポンプ等の機械設備について、AIを活用した故障等発生予兆検知及び寿命予測技術の開発による修繕・更新時期の最適化等を図る。

#### ④ 「不具合の発生のしやすさ」や「社会的影響」を踏まえた対応の検討

- 社会的影響が特に大きい排水機場等について、通常の定期点検では確認が困難な水中の羽根車や機器内部の詳細点検に併せて、分解整備(オーバーホール)を実施するなど、突発的な故障リスクを低減し、施設の信頼性を確保する取組を推進していく。
- 老朽化が著しく修繕による延命化が限界に達している排水機場、堰・水門などの特に大規模な構造物について、施設の老朽化の程度など「不具合の発生のしやすさ」や不具合による「社会的影響の大きさ」などを踏まえた優先的な施設更新の実施など、抜本的な対策のあり方を検討していく。

# 中小河川における予防保全型インフラメンテナンスの支援強化

- 都道府県が管理する河川管理施設についても、老朽化が進行。
- 都道府県等が管理する小規模な河川管理施設について、予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換を図るため、応急対策事業の要件を拡充。

## 背景・課題

- ・現行の河川メンテナンス事業は、水系単位でパッケージ化した複数施設での補助が可能であるが、沿岸部を抱える県では内陸部の県と比べると、小流域の水系が多く存在し、施設数が少なく、施設規模も小さいため、総事業費が小さくなる。
- ・採択要件として、総事業費から5千万円を控除した額が補助対象のため、総事業費が小さいと県の負担割合が大きく、老朽化が進む施設に必要な予防保全型メンテナンスの実施が行き届いていない事例が散見される。

(例)扉体の塗装



## 新たな制度による対応

### 対象事業

- 事業名 : 河川メンテナンス事業（補助）  
事業主体 : 都道府県等  
国庫負担率 : 総事業費から5千万円を控除した額を交付対象とし、交付対象の1/2等

### 拡充内容

- ・総事業費が1億5千万円以下の場合は、総事業費全額を交付対象とし、交付対象の1/3等【今回拡充】
- ・総事業費が1億5千万円を超える場合は、総事業費から5千万円を控除した額を交付対象とし、交付対象の1/2等

これまで支援が届きにくかった小規模な事業（総事業費1億5千万円以下）についても、既存制度の補助率を二段階にすることで、国庫負担を受けられる。

- 水門・樋門などの河川管理施設について、長寿命化計画に基づいた予防保全型のメンテナンスへ早期に転換

# 砂防関係施設の予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けた支援強化

○UAV等のデジタル技術を用いた安全かつ効率的な施設点検等を支援するとともに、これまで支援の行き届いていなかった「雪崩防止施設」を新たに砂防メンテナンス事業の対象に追加することで、ライフサイクルコストの縮減を図る「予防保全型メンテナンス」への転換を推進。

## デジタル技術を活用したメンテナンス体制の確保

### 従来

- ・砂防関係施設は狭隘な山間部に位置しているため、他のインフラ施設と比べて、点検には危険が伴い、多くの時間と労力を要する。
- ・デジタル技術の活用により、安全かつ持続的なメンテナンス体制を確保し、損傷が軽微な段階で修繕等を実施する、「予防保全型メンテナンス」へ転換し、ライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。

### 新規事項

目視とUAVによる点検を組み合わせた安全で効率的な施設点検や自動点検導入等に伴う  
**長寿命化計画の変更を令和8年度以降も支援。**



■UAV等のデジタル技術を活用した施設点検技術の導入を推進。



■アクセスの悪い山間部における  
人力による目視点検

## 雪崩防止施設の老朽化対策

### 従来

- ・完成後30年以上を経過する雪崩防止施設は、10年後には全体の80%を占める見込み。
- ・昨年度の記録的な積雪に伴い、一部の地域では雪崩災害が発生するとともに、施設の劣化が進行。
- ・老朽化・劣化等により施設効果が適切に発揮されなかった場合、人的被害に直結するおそれがある。



■雪崩予防柵のアンカーの損傷

### 新規事項

**雪崩防止施設(長寿命化計画策定、修繕・改築・更新)**を新たに支援対象に追加。

## 対象事業

事業名:砂防メンテナンス事業(補助)、実施主体:都道府県、国庫負担率:1/2等

### 拡充内容

- UAV等のデジタル技術を用いた施設点検計画の策定(令和12年度まで)に関する事項に限り、「長寿命化計画」の変更として支援。
- 雪崩防止施設の「長寿命化計画」の策定・変更(令和12年度まで)及び修繕・改築・更新等の老朽化対策を当該事業の対象に追加。

# ダムにおける流水管理の高度化

- 気候変動の影響等による自然環境の変化に対応するため、ダムにおける流水管理の高度化が急務。
- 国・水資源機構ダムのみならず、都道府県管理ダムにおいても流水管理の高度化を推進することにより、水系一体での治水安全度向上、利水供給の効率化を目指す。

## 背景・課題

- 気候変動の影響による外力の増大（降雨の極端化）等に対応するため、以下の取組を推進する必要。

### 災害発生時のダム機能の確保 (ダムが機能喪失しないための取組)

地震や降雨によりアクセス路が途絶した場合においても、ダムの治水機能の確保、利水の安定供給を行うため、遠隔から状態監視・操作するための施設整備を推進する必要。

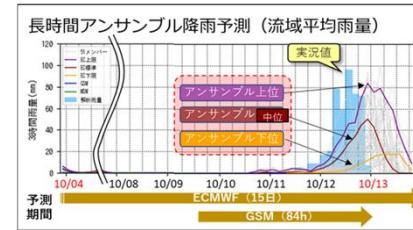
### 土砂災害等による アクセス路の途絶



### 予測システム改良によるダム操作の高度化 (ダムの能力向上の取組)

アンサンブルを活用した降雨予測の長期間化等を行うことで、洪水対応の人員確保に関する早期判断、発電放流の活用による増電の取組を推進する必要。

### アンサンブルを活用した 降雨予測



⇒これらの取組を通じ、流域総合水管理（水災害による被害の最小化、水の恵みの最大化）を推進する必要。

## 新たな制度による対応

### 対象事業

事業名:ダムメンテナンス事業(補助)、  
実施主体:都道府県、国庫負担率:4/10等

### 拡充内容

都道府県管理ダムにおける流水管理の高度化に関する取組①②を、令和8年度から新たに補助対象とする。

※遠隔管理については、代替路のない1級水系のダムに限定

#### ①遠隔管理

アクセス不可 アクセス不可

ダムC (県) ダムD (県)



#### ②ダム操作の高度化

最新予測  
システムの導入



⇒本対応により、国・水資源機構管理ダムに限らず、都道府県管理ダムにも取組を拡大し、水系一体での治水安全度の向上、利水供給の効率化を推進。

### 【国・水資源機構管理ダムにおける取組】

AIを活用した流入量予測：令和7年度までに全てのダムにおいてシステム導入予定※。

長時間アンサンブル予測：令和12年度までに全てのダムにおいてシステム導入予定※。

ダム遠隔操作化：一部のダムにおいて試行の取組を開始。※試行した後、活用予定

# 流域データを最大限活用したDXの推進による業務の省人化・高度化

- 流域データの「取得・作成」「蓄積・連携」「分析・可視化」を一体的かつ効率的に行うための技術開発やプラットフォームの構築、デジタル技術の実装等を進め、防災・減災分野、インフラメンテナンスの省人化・高度化を図る。

## 【STEP.1】データの取得・作成

### Before

- ・徒歩・目視での河川巡視や砂防施設点検、手書きの巡視記録作成など、時間と手間がかかる
- ・災害時の情報収集では、**危険箇所についても職員等が直接被災状況を確認している**

### After

- ・**河川巡視や砂防施設点検等の自動化・効率化**により、職務効率の向上、巡視職員の負担軽減
- ・**被災箇所の自動検知化・遠隔化**により、職員の安全確保と災害対応の迅速化

### 巡回職員の負担軽減の取組例



ドローンによる巡回・点検



アプリを活用した巡回記録

### 災害時における職員の安全確保の取組例



衛星等による観測



カメラ・水位計等による観測

## 【STEP.2】データの蓄積・連携

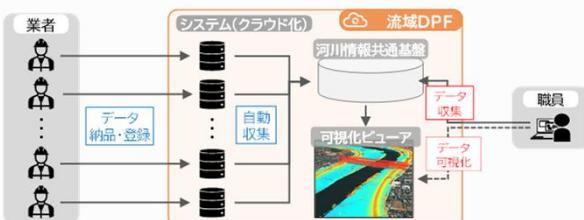
### Before

- ・流域データが**様々な媒体やシステムで保存**されており、データの管理や共有等に手間がかかる
- ・様々な方法で取得した災害情報をそれぞれの**システムに手動で登録**するため時間がかかる

### After

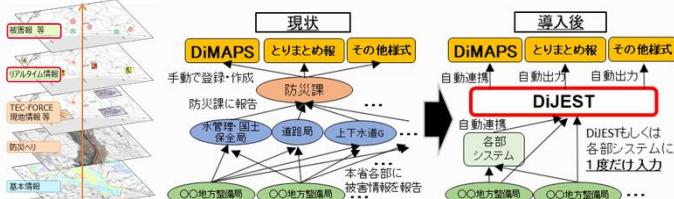
- ・クラウド上で**データを一元管理**することにより、更新や共有等にかかる職員業務の大幅な省力化
- ・災害情報を**半自動的に集約**することで、災害時における情報集約の効率化・迅速化

### データの一元管理による業務効率化の取組例



流域データプラットフォームによるデータの一元管理

### 災害情報の集約の効率化・迅速化の取組例



DiMAPSによるデータ集約とDiJESTによる入力の効率化

## 【STEP.3】データの分析・可視化

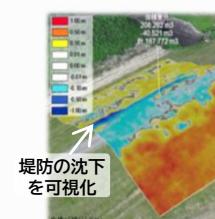
### Before

- ・膨大な量の**紙媒体の図面**を用いて、河川工事の設計・工事監督、災害対応等を実施
- ・住民とのリスクコミュニケーションでは、必要なデータを収集して**資料を作成**して実施

### After

- ・様々なデータが**デジタルマップ上で可視化**され、設計書関連業務や被災状況共有などが効率化
- ・**3D等**の視認性が高い情報や、**データに基づいたリスク分析等**によりコミュニケーションが円滑化

### デジタルマッピングによる業務効率化の取組例

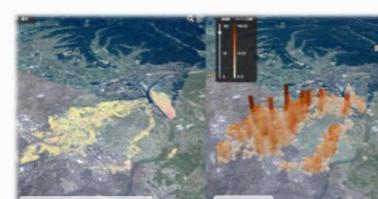


堤防変状の可視化



河川内ゴミの分析・可視化

### リスクコミュニケーションの円滑化の取組例



浸水想定範囲

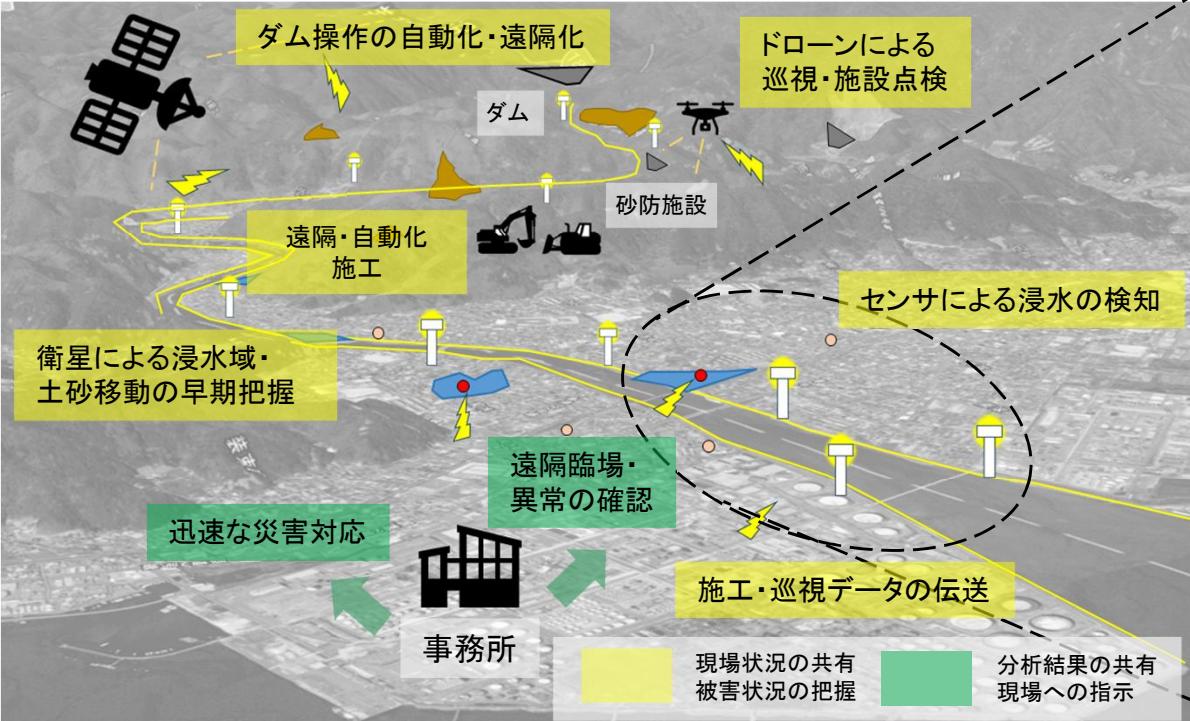


治水評価指標に関するデータの分析・可視化

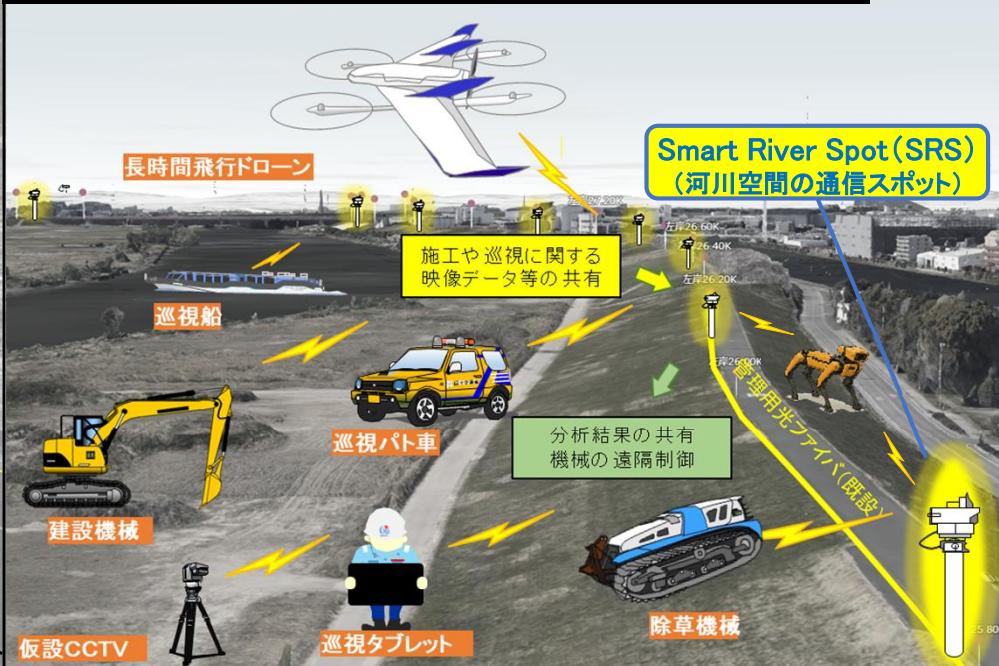
# デジタル技術を活用した維持管理・災害対応の効率化・高度化

- 河川空間に通信スポット(Smart River Spot)を設置することで、建設機械や除草機械の遠隔化・自動化やドローン等による巡視・施設点検、流域データの収集・蓄積など、維持管理等を効率化・高度化し、職務効率の向上、職員の負担軽減を図る。
- 災害時には、衛星や浸水センサ等を活用した被災箇所の把握など、災害対応の高度化・省人化を図る。

## デジタル技術を活用した維持管理・災害対応



## Smart River Spotで実現する河川の整備・管理のイメージ



## ドローンを活用した河川巡視・点検の実証試験

- ドローンを活用した河川巡視・点検の実装を 目指し、直轄河川(9箇所)において、ドローンを活用した実証試験をR6年度より開始
- 実証試験を通じ、河川巡視・点検に必要な取得映像データの品質水準、必要な映像を取得する運行経路等について検討



## 【参考】河川空間を活用したドローン航路

- 河川空間に通信環境(SRS)を整備することにより、河川上空を活用したドローン物流等の促進にも寄与
- 令和8年度中に全国の1級河川上空 100km (9箇所 × 約10km) を整備



出典：株式会社トラジェクトリー

河川空間におけるドローン物流

# 災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災)資料「災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要」より作成

## 趣 旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

## 改正内容

### ①国による災害対応の強化

#### 1 )国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

#### 2 )司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

1 )国による地方公共団体に対する支援体制の強化



国による応援組織の例 (国土交通省TEC-FORCE)

#### 第四十九条の二 2 (円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の措置を講ずるほか、高度かつ専門的な技術、知識又は経験を有する人材の確保及び育成、資機材の整備、災害の状況に応じて機動的に応援を行う体制の整備、多様な主体との連携の強化その他の取組を推進することにより、他の災害応急対策責任者（第五十一条第一項に規定する災害応急対策責任者をいう。）を迅速かつ的確に応援するよう努めなければならない。

### ②被災者支援の充実

#### 1 )被災者に対する福祉的支援等の充実 ★災害救助法、災害対策基本法

#### 2 )広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

#### 3 )「被災者援護協力団体」の登録制度の創設 ★災害対策基本法、災害救助法

#### 4 )防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

### ③インフラ復旧・復興の迅速化

#### 1 )水道復旧の迅速化 ★水道法

#### 2 )宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ★災害対策基本法

#### 3 )まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法

# TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築

- TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
- 能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
- 国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、TEC-FORCEの増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



## 南海トラフ地震等の大規模広域災害 《TEC-FORCE予備隊員》

専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE隊員として非常勤雇用する制度の創設により、人員体制を強化。

## 《TEC-FORCEパートナー》

民間企業等との災害協定の拡充により、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的に活動できる体制を確保。

## 《TEC-FORCEアドバイザー》

学識者の方々から災害対応の技術的助言を得る枠組みの創設により、技術的判断が難しい事案に対応する体制を確保。

## 《都道府県等との連携》

平時から、都道府県等の危機管理部局や土木部局等との合同研修等による連携を強化することにより、被災地における一体的な活動を促進。

# TEC-FORCE等の体制・機能の拡充・強化

- 改正災対法において新たに追加・規定された、被災自治体を応援するための①人材の確保及び育成、②資機材整備、③応援を行う体制の整備、④多様な主体との連携強化等の努力義務に対応する必要。
- TEC-FORCE 予備隊員制度による人材確保、TEC-FORCEパートナー及びTEC-FORCEアドバイザー制度による多様な主体との連携強化、応援のための装備品等の充実等により災害支援体制・機能を拡充強化するとともに、災害対応を行う職員の活動環境・処遇の改善を図る。

## 背景・課題

- 令和7年6月4日に公布・一部施行された「災害対策基本法等の一部を改正する法律」を受け、TEC-FORCE予備隊員制度の創設や資機材の充実等による体制・機能の拡充・強化を進める必要。
- 災害の激甚化・頻発化に加え、自治体の技術職員は減少傾向にあるため、TEC-FORCEによる支援の必要性は一層増すことが想定される。
- 併せて、災害対応を行う職員が十分にその力を発揮できるよう、活動環境や処遇の改善を進める必要。

### 【改正災害対策基本法への国交省の対応】

#### ①人材の確保及び育成

⇒ TEC-FORCE予備隊員の採用・派遣・研修

#### ②資機材整備

⇒ 応援のための装備品等の充実

#### ③応援を行う体制の整備

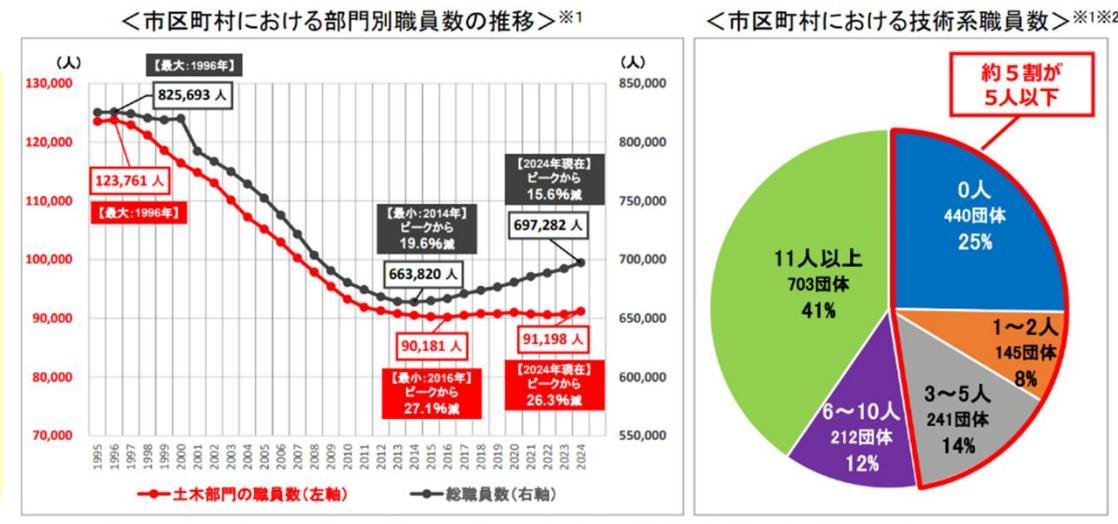
⇒ TEC-FORCEの派遣

#### ④多様な主体との連携強化

⇒ TEC-FORCEアドバイザーの派遣

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二（中略）2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の措置を講ずるほか、**高度かつ専門的な技術、知識又は経験を有する人材の確保及び育成、資機材の整備、災害の状況に応じて機動的に応援を行う体制の整備、多様な主体との連携の強化その他の取組を推進すること**により、他の災害応急対策責任者（第五十一条第一項に規定する災害応急対策責任者をいう。）を迅速かつ的確に応援するよう努めなければならない。



## 新たな制度による対応

- TEC-FORCEの活動により河川・道路などの災害復旧事業等の迅速化が図られることから、**災害復旧工事諸費を拡充**し、新たに TEC-FORCE隊員や予備隊員・アドバイザーの活動に必要な経費を計上する。
- また、**資機材の充実や災害応急作業等手当の拡充**により、災害対応を行う職員の活動環境・処遇の改善を推進。

# TEC-FORCE 新たなロゴマークデザインの決定について

- 令和7年6月に施行された改正災害対策基本法に基づき、専門的な知識・経験を有する民間人材に活躍いただくTEC-FORCE 予備隊員制度や、建設業等の民間企業であるTEC-FORCEパートナー、学識経験者であるTEC-FORCE アドバイザーなどの産官学での連携の枠組を新たに設け、応援体制の構築を進めているところ。
- このような関係者が一つのシンボルの下、一体となって活動できるよう、平成20年のTEC-FORCE発足以来初めて、TEC-FORCEロゴマークのデザインを刷新した。

## 今回決定した新たなロゴマーク



国土交通省  
**TEC-FORCE**  
Technical Emergency Control FORCE

### 【新たなロゴマークのデザイン】

- ・「**盾状構成**」が「**被災地（赤色）を守る**」点を強調
- ・「**縦線群**」が国土交通省に加え、関係する多様な主体が並び立ち、協働で対応する姿を表現

TEC-FORCEパートナー・アドバイザーのロゴマーク使用イメージ

建設業等  
TEC-FORCEパートナー



学識経験者  
TEC-FORCEアドバイザー



活用場面のイメージ



TEC-FORCE队员の衣服での活用  
(その他、TEC-FORCEパートナー・アドバイザーのピスでも使用)



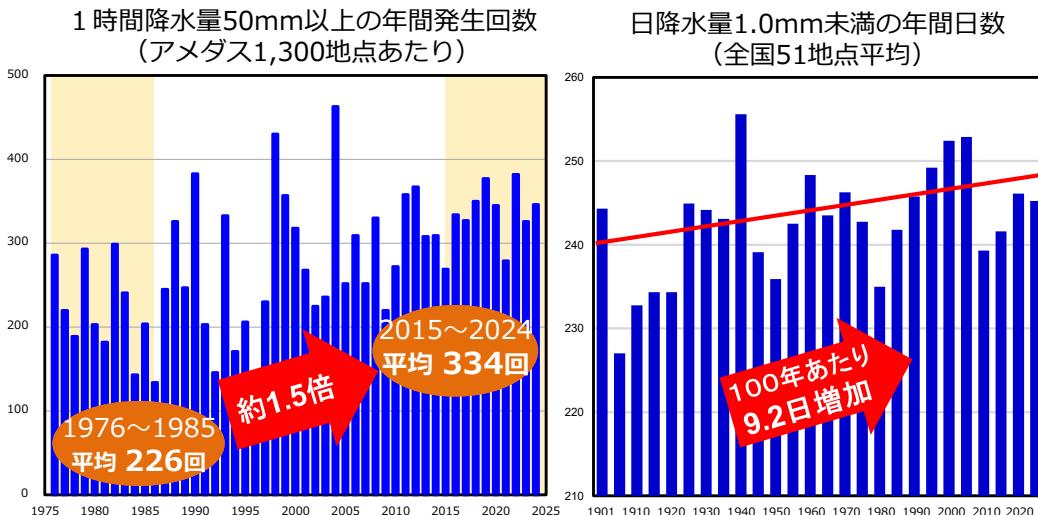
災害対策用機械（バックホウ）での活用

# 大規模出水後の土砂掘削によるダムの水道容量確保

- 水道水の水源となるダムの管理は日々適切に実施しているものの、大規模な出水があった場合は、ダム堆砂が急激に進み、十分な水道容量が確保できないリスクが高まる。
- このため、大規模な出水後にダムに異常堆積した土砂について、水道容量の確保に必要となる土砂掘削(原形復旧分)を新たに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とすることで、大規模出水後の速やかな水道容量確保を促進し、水の安定供給を図る。

## 背景・課題

- 近年は時間雨量50mmを超えるような大雨が増える一方、無降水日(日降水量1.0mm未満)は増加しており、令和7年は梅雨期の少雨等により全国的な渇水被害が発生し、平成29年以来、8年ぶりに「国土交通省渇水対策本部」が設置された。
- 水道水の約50%はダムに貯留された水により賄われており、大規模出水によりダムの異常堆砂が生じた場合は十分な水量容量を確保できず、出水後に無降水日が続いた場合、水の安定供給に支障をきたす恐れがある。



## 新たな制度による対応

### 対象事業

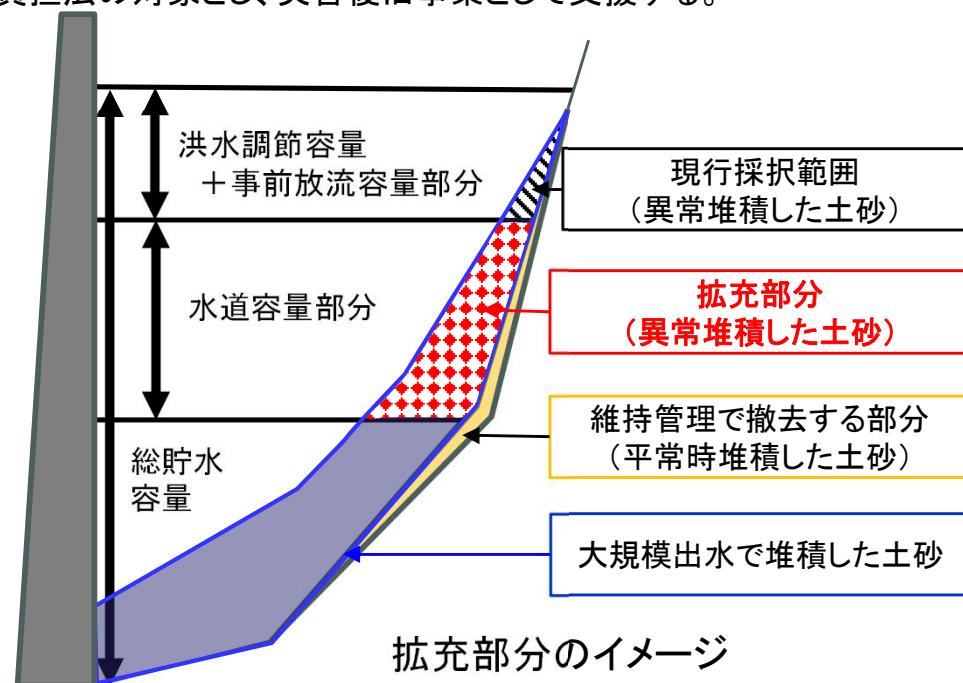
事業名: 災害復旧事業(補助)

実施主体: 都道府県、市町村等

国庫負担率: 2/3

### 拡充内容

- 大規模な出水によりダムに異常堆積した土砂について、水道容量の確保に必要となる土砂掘削を新たに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とし、災害復旧事業として支援する。



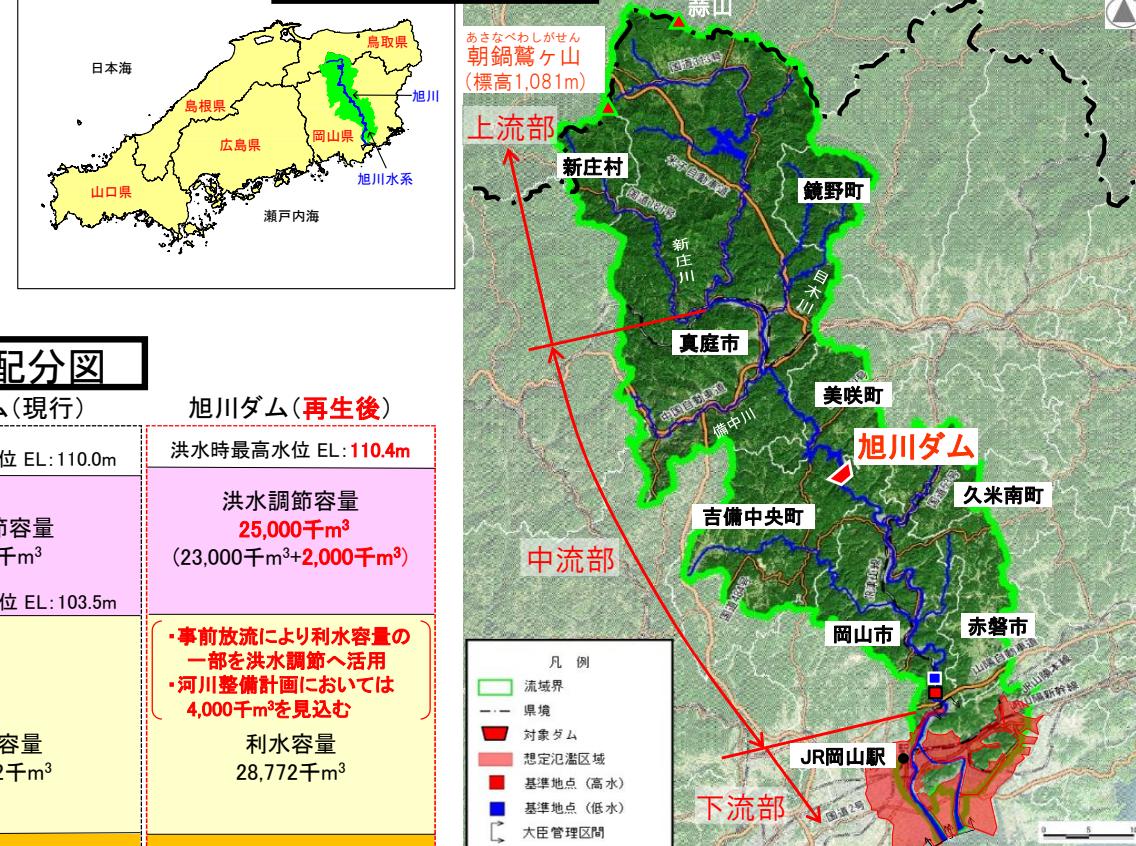
# あさひがわ 旭川ダム再生事業(建設段階に移行)

- 既存旭川ダムの下流にダムを新設することで、貯水池を活用するとともに、洪水調節容量を23,000千m<sup>3</sup>から25,000千m<sup>3</sup>に増加する。
- 併せて、放流設備を増強し、事前放流により利水容量の一部を洪水調節へ活用することで、洪水調節機能の向上を図る。

## 事業概要

- かがぐん きびちゅうおうちょう  
○場所: (左岸)岡山県岡山市 (右岸)岡山県加賀郡吉備中央町  
○目的: 洪水調節機能の向上(旭川の洪水被害軽減)  
洪水調節容量 23,000 千m<sup>3</sup> → 25,000 千m<sup>3</sup>  
事前放流による利水容量の一部活用  
○諸元: ダム高 約 48 m、 総貯水容量 約 59,000千m<sup>3</sup>

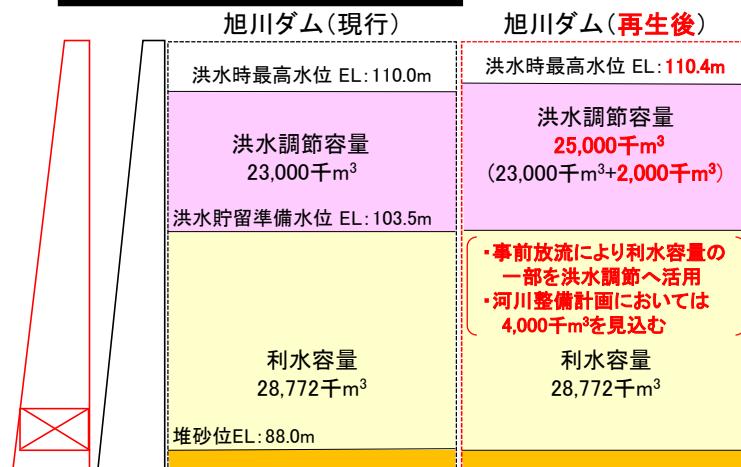
## 旭川流域図



## 事業内容



## 貯水池容量配分図



## 事業の効果

河川改修と併せて旭川ダム再生事業を行うことにより、河川整備計画の目標流量(年超過確率1/40※程度)に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止又は軽減を図る。

### ＜河川整備計画目標流量の想定被害軽減効果＞

浸水世帯:(整備前)約 63,000 世帯 → (整備後)約 33 世帯  
浸水面積:(整備前)約 2,700 ha → (整備後)約 14 ha

※将来の気候変動による降水量の増大等を踏まえた年超過確率

## 主な既往災害

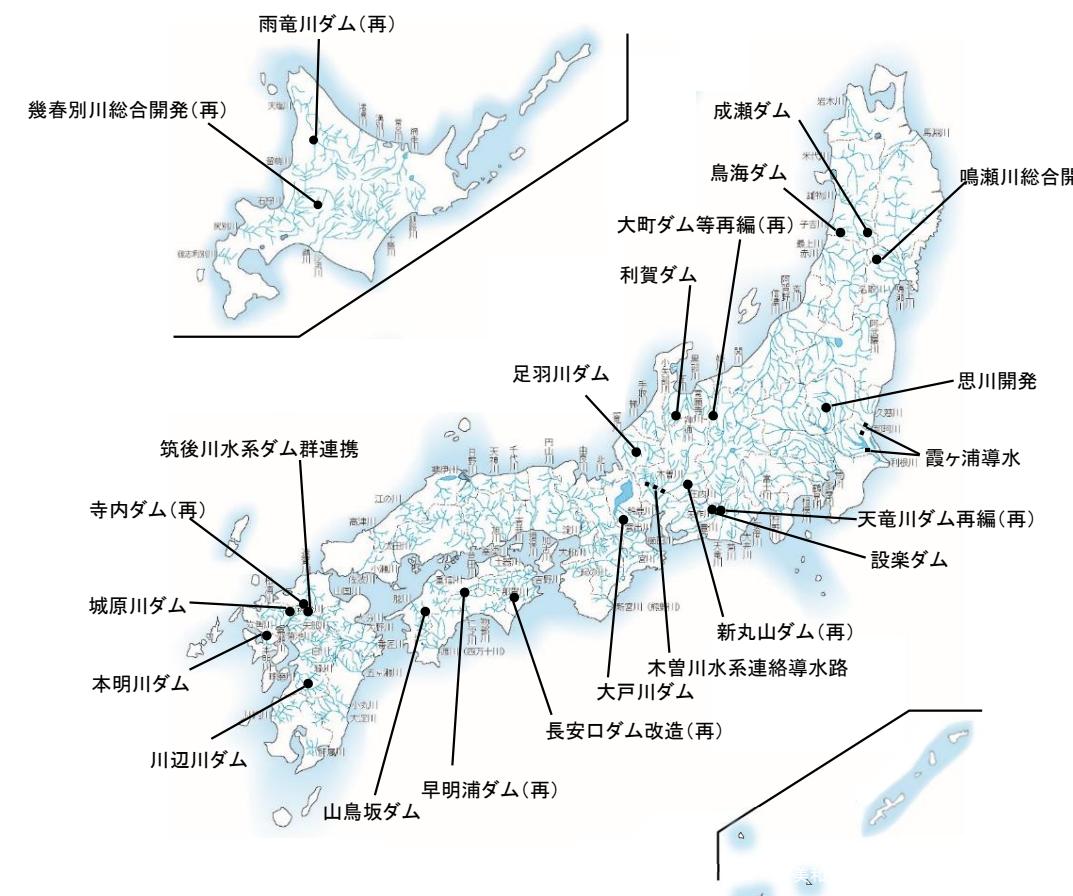
洪水	被害状況
H10.10	床上浸水: 358戸 床下浸水: 615戸
H30.7	床上浸水: 1,697戸 床下浸水: 702戸

被害状況は旭川水害史、水害統計による(水系内の集計値)。

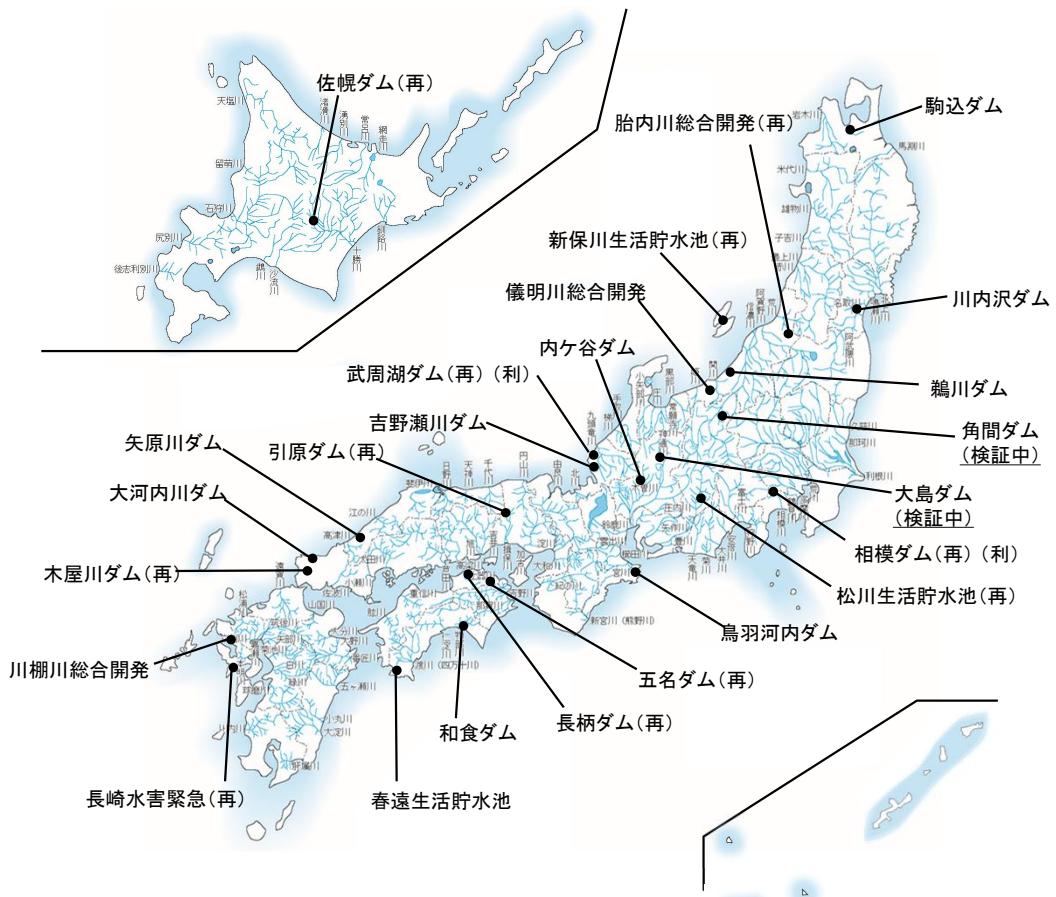
# ダム建設事業・再生事業の推進

- 気候変動の影響により水害が頻発化・激甚化する中、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留することができ、下流全域の長い区間にわたって水位を下げることができるダムの役割は益々重要になっている。
- 令和7年度は、全国で48のダム建設事業を実施しており、うち20事業は既設ダムの有効活用を図るダム再生事業を実施。

## 建設中(直轄・水資源機構)



## 建設中(補助)



### 凡例

(再) : ダム再生

(利) : 利水ダム治水機能施設整備費補助

# 治水機能増強検討調査の推進

- ダムの新規事業化までのプロセスを見直し、従来の「実施計画調査」に変わり、新たに「治水機能増強検討調査」として事前放流の更なる活用や放流操作の最適化など、既存ストックを最大限活用する検討を推進。
- 令和7年度は、13箇所で治水機能増強検討調査を実施中。

## 調査中(直轄・補助)



## 凡例

### ※ 1 治水機能増強検討調査(実施計画段階) :

計画段階評価等において洪水調節手法の複数案を比較・評価し、ダムによる洪水調節が優位となった段階で実施する調査であり、ダムの規模等の検討、地質調査、ダムの概略設計等を実施。

### ※ 2 治水機能増強検討調査(基礎調査段階) :

計画段階評価等を行う前の段階で実施する調査であり、事前放流の更なる活用や放流操作の最適化、容量の見直し等の既存ストックを最大限活用した洪水調節の検討を実施。検討の結果、ダムの改造・新設による洪水調節が優位な場合には、過去に中止となったダム等についても選択肢から排除せず検討を進める。

## 新規事業化までのプロセス

### 【治水機能増強検討調査から、ダムの建設段階移行までの流れ】

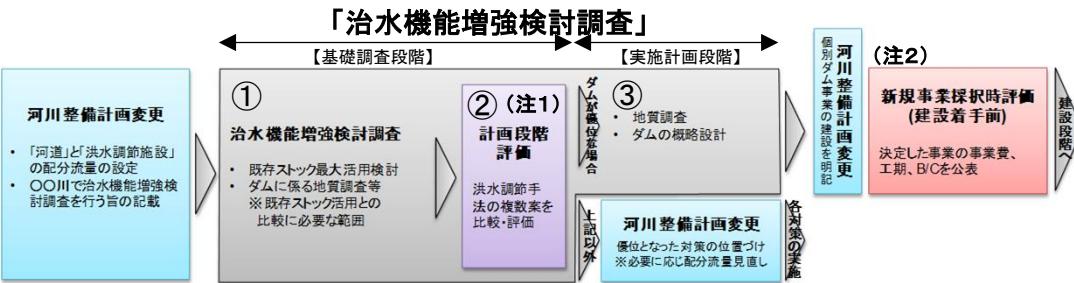
- 河川整備計画を策定・変更し、「治水機能増強検討調査」の実施を位置づけ

#### 【治水機能増強検討調査】

- ①事前放流の更なる活用や放流操作の最適化、容量の見直しなど既存ストックを最大限活用することを検討。
- ②計画段階評価等を活用し、洪水調節手法の複数案を比較・評価。
- ③ダムの改造・新設による洪水調整が優位な場合には、規模等の検討、各種調査や概略設計を実施。

- 河川整備計画変更により個別ダム事業の建設を明記し、新規事業採択時評価を経て建設段階へ移行。

### 【新規事業化までのプロセスイメージ】



注1 補助ダムにおいては「第3者委員会等における洪水調節手法の複数案を比較・評価」に読み替え。

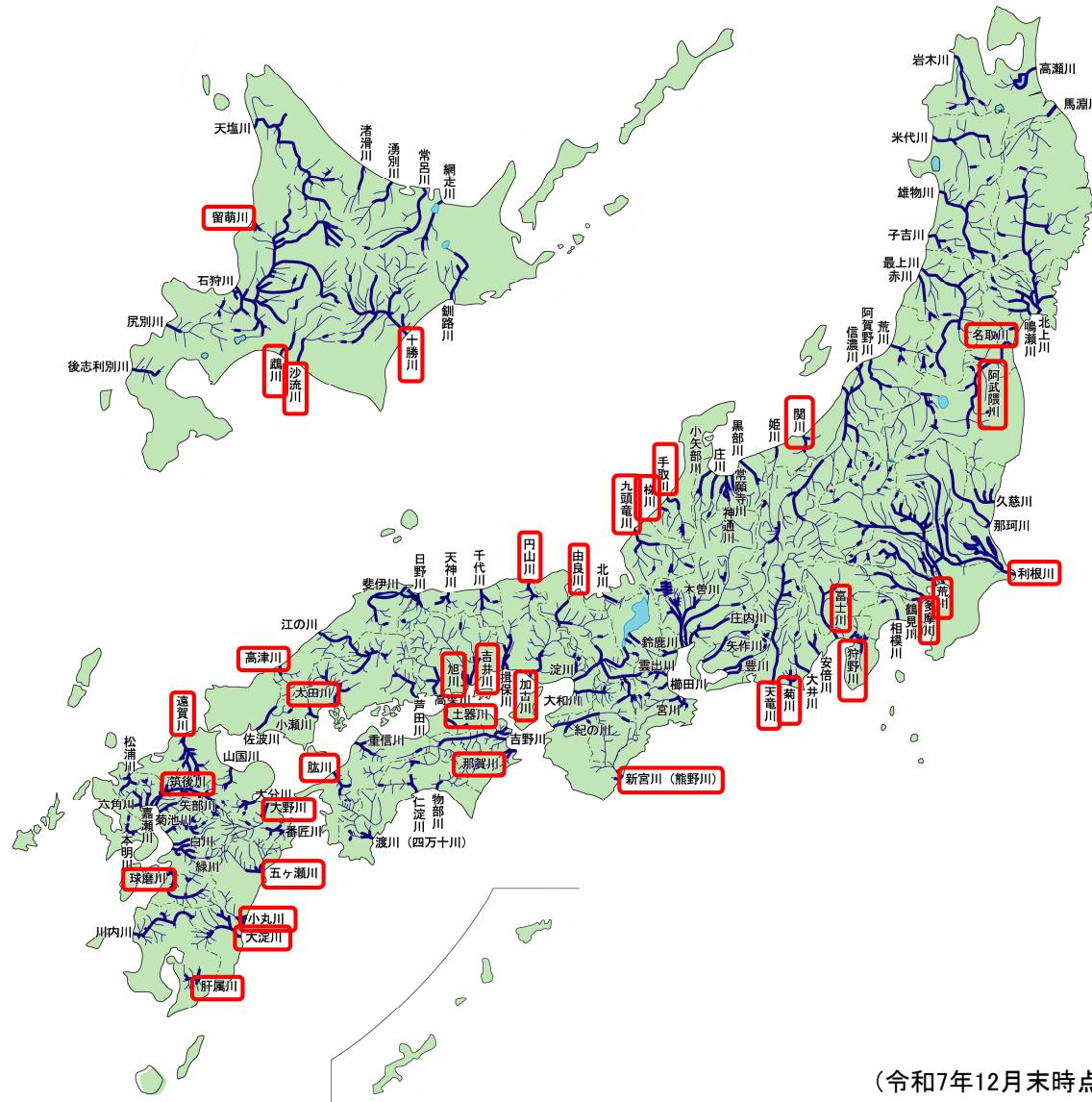
注2 治水機能増強検討調査の導入に伴い、新規事業採択時評価は建設着手時の1回のみに変更。

## 気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更(一級水系)

- 全国109の一級水系において、気候変動による降雨量の増加を考慮した河川整備基本方針への変更を推進。
  - 令和7年12月末までに合計36水系で変更済みであり、引き続き全国の水系において見直しを進める。
  - なお、気候変動による外力の増大を考慮した海岸保全基本計画への見直しが進んでいる地域では、河口出発水位や計画高潮位の見直しの検討を実施。

## ■ 気候変動を踏まえた河川整備基本方針の 変更を行った水系:36水系

留萌川水系	狩野川水系	太田川水系
鶴川水系	富士川水系	土器川水系
沙流川水系	菊川水系	那賀川水系
十勝川水系	天竜川水系	肱川水系
名取川水系	由良川水系	遠賀川水系
阿武隈川水系	円山川水系	筑後川水系
利根川水系	加古川水系	球磨川水系
荒川水系	新宮川水系	大野川水系
多摩川水系	九頭竜川水系	五ヶ瀬川水系
関川水系	吉井川水系	小丸川水系
手取川水系	旭川水系	大淀川水系
梯川水系	高津川水系	肝属川水系



# 防災・減災対策の推進に係る主な地方財政措置

総務省による措置

## 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業 延長

- ・「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき推進が特に必要となる施策に係る国直轄・補助事業の地方負担について、  
「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」と同様、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債又は補正予算債により措置

地方財政措置 地方債充当率100%、交付税措置率50%

## 緊急自然災害防止対策事業 拡充・延長

対象事業

- ・災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する防災インフラの整備事業

【対象施設】治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災、下水道

※【拡充】令和8年度は、新たに、健全性の判定区分がⅢ又はⅣと診断された橋梁(道路、農道及び林道)の除却を対象に追加

地方財政措置 地方債充当率100%、交付税措置率70% 事業期間 令和8年度～令和12年度(5年間延長)

## 緊急防災・減災事業 拡充・延長

対象事業

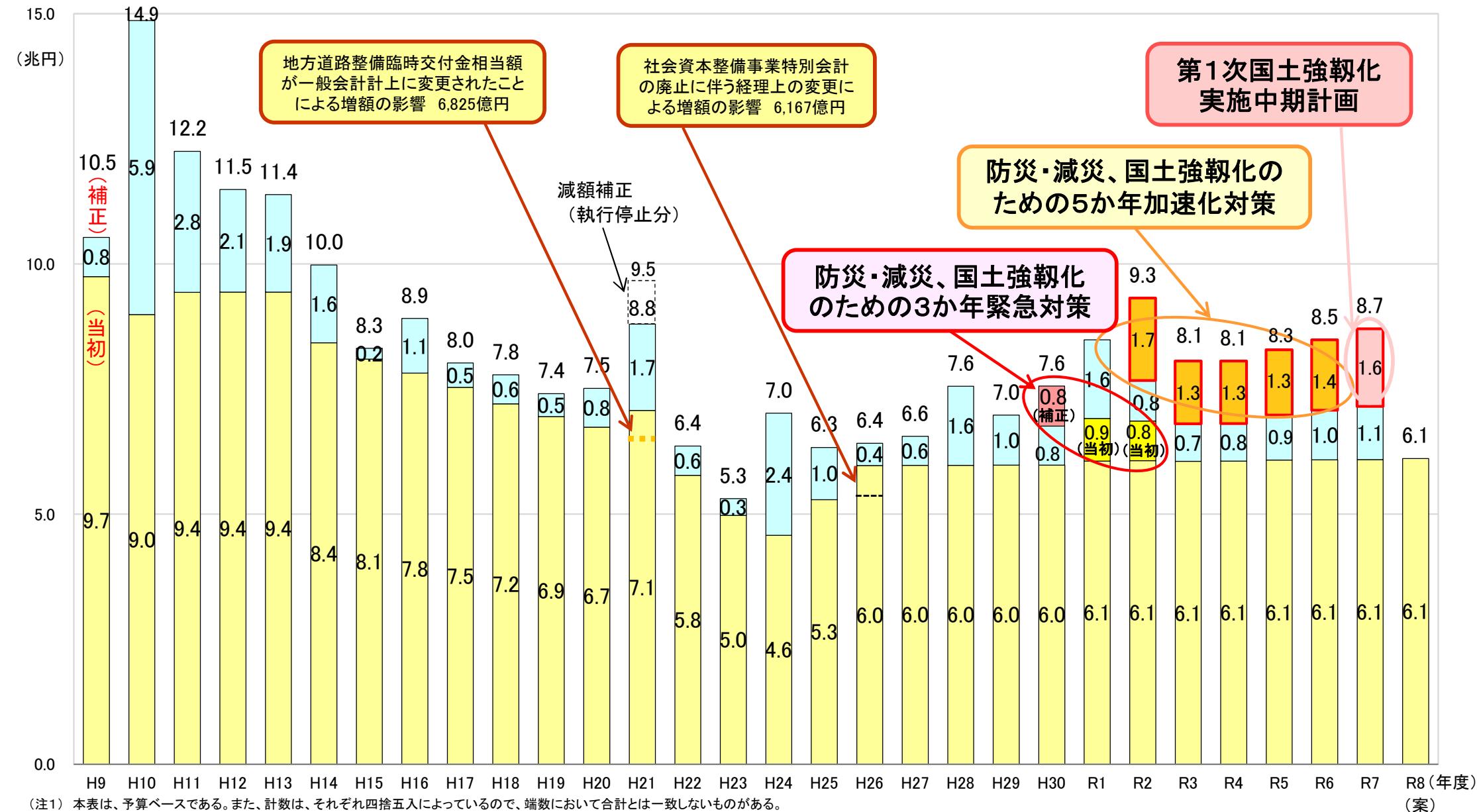
- ・大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備(非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備など)
- ・大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築(防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化など)
- ・浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設
- ・消防広域化事業等(広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備など)
- ・地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化
- ・【拡充】指定避難所における避難者の生活環境改善(厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等)
- ・【拡充】指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等及び防災コンテナの整備
- ・【拡充】庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備

※ 指定避難所の(空調整備を伴わない)断熱性確保のための工事(文部科学省の交付金等を活用して空調整備を行う場合を含む)について  
令和7年度事業債から対象に追加

※ 拠点避難地、避難路及び緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設については対象施設を明確化

地方財政措置 地方債充当率100%、交付税措置率70% 事業期間 令和8年度～令和12年度(5年間延長)

# 公共事業関係費(政府全体)の推移



# 公共事業関係費(水管理・国土保全局関係)の推移

